地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和４年３月

揖　斐　川　町

目　次

第１章　計画の基本的事項

１．計画策定の目的 …… 1

２．計画の位置付け …… 1

３．基準年度・計画の期間 …… 2

４．対象とする温室効果ガス …… 2

５．計画の対象範囲 …… 3

第２章　前計画の総括

１．削減目標達成状況 …… 7

２．取り組みの実施状況 …… 10

第３章　温室効果ガスの排出量の削減目標

１．目標設定の考え方 …… 12

２．数値目標 …… 12

３．エネルギー種別の削減目標 …… 13

４．部門別の削減目標 …… 14

第４章　目標達成に向けた取り組み

１．推進方針 …… 15

２．具体的な推進事項 …… 16

第５章　計画の推進

１．推進の体制 …… 18

２．進行の管理 …… 18

３．計画の取り組み成果の公表 …… 18

４．職員に対する研修・情報提供 …… 18

資料編

資料１　地球温暖化対策実行計画策定の背景　…… 20
資料２　温室効果ガス排出量の算定方法　…… 25
資料３　本町の事務・事業に係る温室効果ガス排出量　…… 26
資料４　部門別温室効果ガス排出量と削減目標　…… 27
資料５　エネルギー種別温室効果ガス排出量と削減目標　…… 36
資料６　施設別の状況と部門ごとの削減目標　…… 42
資料７　温室効果ガス排出削減に関する取り組み状況　…… 50
資料８　省エネ・節電チェックシート　…… 52
資料９　用語解説　…… 56

第１章　計画の基本的事項

１．計画策定の目的

地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、日本においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害が観測されています。

国際的には気候変動に関する国際連合枠組条約によって、毎年、気候変動枠組条約締約国会議(COP)が開催されることとなりました。

わが国では、平成 9（1998）年に開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）の京都議定書の採択を受け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）が平成 11(1999)年に施行されました。同法律第 20 条第 21 条第 1 項の規定に基づき、都道府県及び市町村は、その事務及び事業に関し温暖化対策の取り組みを定めた「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」の策定と実施状況の公表が義務づけられています。

揖斐川町（以下、「本町」という。）においても、地球温暖化対策をより一層推進していくため、町自らの事務・事業について、「揖斐川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」という。）を改定し、温室効果ガス排出量の削減に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ります。

２．計画の位置付け

本計画は、法令に遵守するとともに、上位計画である「揖斐川町第 2 次総合計画」の整合性などに配慮しながら、関係部局との連携を図り、全庁的に取り組んでいくものとします。

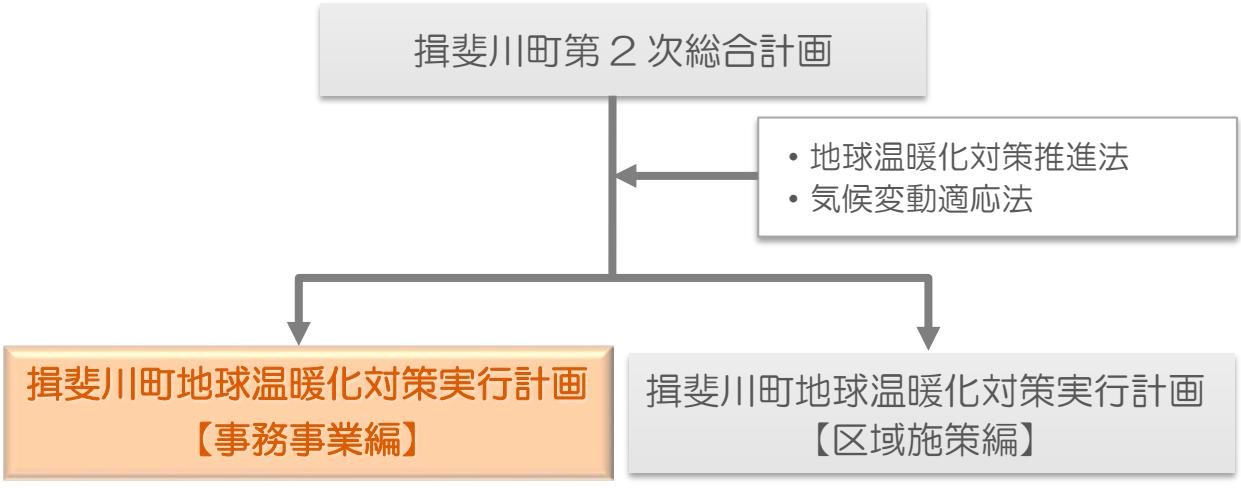


図 1-1　計画の位置付け

３．基準年度・計画の期間

本計画の基準年度は、活動量が適切に把握できる最新年度の令和 2(2020)年度としました。

また、計画期間は、令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

表 1-1　計画の基準年度と期間

基準年度	令和 2(2020)年度
計画の期間	令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度（5 年間）
目標年度	令和 8(2026)年度

４．対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、表 1-2 に示す地球温暖化対策推進法第 2 条 3 項に定められている温 7 種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO_2）のみとします。

なお、パーフルオロカーボン（PFC）は本町の施設から排出がないこと、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、六ふっ化硫黄（SF_6）及び三ふっ化窒素（NF_6）は排出量の把握が困難であるため、対象外とします。

表 1-2　温室効果ガスの種類

ガスの種類	人為的な発生源	
二酸化炭素（CO_2）	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン（CH_4）	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。	
一酸化二窒素（N_2O）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。	
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。	
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	
六ふっ化硫黄（SF_6）	半導体製造でのドライエッチングやCVD 装置のクリーニングにおいて用いられている。	
三ふっ化窒素（NF_3）	半導体製造でのドライエッチングや製造装置のクリーニングにおいて用いられている。	

５．計画の対象範囲

本計画の対象とする事務・事業の範囲は、表 1-3 に示す範囲です。

なお、指定管理者制度により施設運営を外部に委託している施設であっても、施設の所有権は本町にあるため、本計画の対象とします。

表 1-3-1　計画の対象範囲

No.	部門	所管課	施設名称
1	庁舎等	政策広報課	いび川放送通信センター
2			揖斐川町情報バリアフリー・テレワークセンター
3		財政課	久瀬振興事務所
4			坂内振興事務所
5			春日振興事務所
6			谷汲振興事務所
7			藤橋振興事務所
8			揖斐川町役場(防災センター兼揖斐川町役場)
9	交通機関	政策広報課	コミュニティバス
10	農林観光施設	財政課	（旧）谷汲観光資料館
11		ダム対策室	徳山会館
12		水源地域ビジョン推進課	ふじはし星の家
13			森林生態学習舎
14			水と森の学習館
15			藤橋城及び周辺施設
16		農林振興課	ワンダ農園
17			坂内ライスセンター
18			農林産物処理加工施設
19			粕川ふれあい市場生産物直売施設
20			木曽屋地区農林水産物直売施設
21		商工観光課	坂内バイクランドセンターハウス
22			情報ステーション坂内
23			谷汲昆虫館
24			道の駅夢さんさん谷汲
25			道の駅夜叉ヶ池の里さかうち
26			揖斐高原スキー場
27			揖斐川町観光プラザ
28			いび川温泉藤橋の湯
29			貝月森林総合利用施設（貝月リゾート）
30			久瀬温泉施設
31			月夜谷ふれあいの里総合利用施設
32			高齢者木工加工活動施設
33			春日観光案内所兼農林産物直売所
34			春日特産開発施設
35			星のふるさと藤橋
36			地域医療複合センターかすがモリモリ村
37			藤橋温泉設備
38			道の駅星のふる里藤橋
39			特用林産物生産施設
40			農林水産物処理加工施設
41			そば処鉄領峠
42			谷汲緑地公園

表 1-3-2　計画の対象範囲

No.	部門	所管課	施設名称
43	廃棄物処理施設等	住民生活課	いびがわエコドーム
44			いびがわクリーンセンター
45			久瀬リサイクルセンター
46			坂内リサイクルセンター
47			坂内火葬場
48			春日廃棄物処理場
49			藤橋不燃物処理場
50	福祉施設	健康福祉課	春日高齢者コミュニティセンター
51			ふれあいホームいずみの家
52			揖斐川町福祉作業所いずみ
53			坂内デイサービスセンター
54			谷汲高齢者ふれあいドーム
55			谷汲老人デイ・サービスセンター
56			谷汲老人生きがいドーム
57			藤橋高齢者コミュニティーセンター
58			揖斐川尚和園（養護老人ホーム）
59			揖斐部北西部地域医療センター山びこの郷
60		子育て支援課	揖斐川町福祉総合支援センター
61			いび幼児園
62			おじま幼児園
63			かすが幼児園
64			きよみず幼児園
65			くぜ幼児園
66			たにぐみ幼児園
67			やまと・きたがた幼児園
68	病院等	健康福祉課	久瀬診療所
69			坂内国保診療所
70			春日診療所美束出張所
71			谷汲中央診療所
72			谷汲保健センター
73			藤橋国保診療所
74			揖斐川保健センター
75	上下水道施設	上下水道課	乙原簡易水道浄水施設
76			外津汲簡易水道浄水施設
77			樫原飲料水供給浄水施設
78			古屋・初若専用水道浄水場
79			黒津簡易水道浄水施設
80			三倉簡易水道浄水施設
81			市場簡易水道
82			春日簡易水道浄水場
83			諸家簡易水道浄水施設
84			小津簡易水道浄水施設
85			神原簡易水道
86			西横山簡易水道
87			西津汲簡易水道浄水施設
88			川上簡易水道浄水施設
89			大和簡易水道

表 1-3-3　計画の対象範囲

No.	部門	所管課	施設名称
90	上下水道施設	上下水道課	谷汲簡易水道
91			谷汲北部簡易水道
92			長瀬簡易水道
93			東杉原簡易水道
94			東津汲簡易水道浄水施設
95			南部簡易水道
96			日坂簡易水道浄水施設
97			名礼簡易水道
98			木曽屋簡易水道
99			揖斐川町上水道
100			有鳥専用水道
101			脛永簡易水道
102			横山地区農業集落排水処理施設
103			沖野地区農業集落排水処理施設
104			岐礼・高科地区農業集落排水処理施設
105			広瀬・坂本農業集落排水処理施設
106			春日地区農業集落排水施設
107			諸家農業集落排水処理施設
108			神原地区農業集落排水施設
109			清水農業集落排水処理施設
110			赤石地区農業集落排水処理施設
111			川上農業集落排水処理施設
112			大洞・深坂地区農業集落排水施設
113			徳積・長瀬農業集落排水処理施設
114			美束地区農業集落排水処理場
115			北和地区農業集落排水処理施設
116			堀、野中農業集落排水処理施設
117			名礼地区農業集落排水処理施設
118			木曽屋地区農業集落排水処理施設
119			揖斐川資源再生センター
120			脛永浄化センター
121			揖斐川右岸地区農業集落排水処理施設
122			揖斐浄化センター
123	教育機関	学校教育課	久瀬中学校
124			坂内小中学校
125			春日小学校
126			春日中学校
127			小島小学校
128			清水小学校
129			大和小学校
130			谷汲小学校
131			谷汲中学校
132			北方小学校
133			北和中学校
134			揖斐小学校
135			揖斐川中学校
136		給食センター	揖斐川町給食センター

表 1-3-4　計画の対象範囲

No.	部門	所管課	施設名称
137	社会教育施設	農林振興課	三倉特産品加工・文化伝承施設
138			春日基幹集落センター
139		社会教育課	揖斐公民館
140			久瀬公正地区公民館
141			久瀬公民館
142			久瀬小津公民館
143			久瀬日坂公民館
144			坂内交流センター
145			春日公民館
146			谷汲サンサンホール
147			谷汲文化会館
148			長者の里
149			藤橋公民館
150			揖斐川図書館
151			揖斐川町小島コミュニティセンター
152			揖斐川町清水公民館
153			揖斐川町大和公民館
154			揖斐川町北方公民館
155			揖斐川町脛永公民館
156			坂内民俗資料館
157			春日森の文化博物館
158			春日民俗資料館
159			森の染織工房
160			揖斐川歴史民俗資料館
161			揖斐川町地域交流センター「はなもも」
162			谷汲スポーツセンター
163			揖斐川健康広場

第２章　前計画の総括

１．削減目標達成状況

前計画で定めた削減目標は表 2-1 に、温室効果ガス排出量の推移は図 2-1 に示すとおりです。

目標年度における温室効果ガス排出量は 7,297t-CO_2 と、目標（平成 25(2013)年度の 9%削減）を達成しており、令和 2(2020)年度においても減少傾向であることが確認できます。

表 2-1　前計画の目標値と実績

目標項目	実績値			目標値	評価
	H25	R1	R2	R1	
温室効果ガス排出量（t-CO_2）	9,000	7,297	6,643	8,190	○
平成 25(2013)年度からの削減割合	－	18.9%	26.2%	9%	

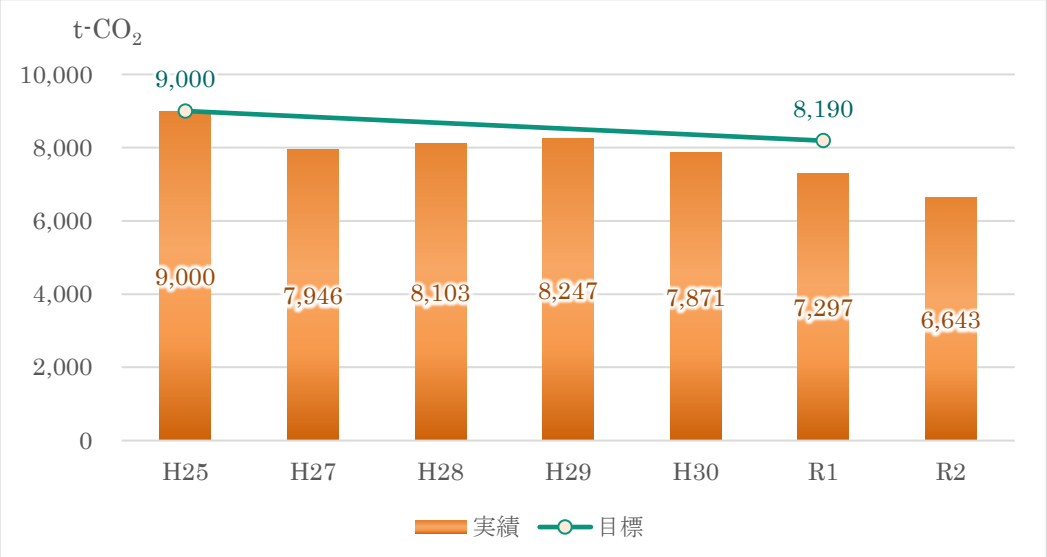


図 2-1　温室効ガス排出量の推移

注）H26 は二酸化炭素排出量を計算していないため、記載しない

①エネルギー種別の削減目標達成状況

エネルギー種別の削減目標の達成状況は、表 2-2 に、エネルギー種別の二酸化炭素排出量の推移は図 2-2 に示すとおりです。

エネルギー種別の目標達成状況は、電気及びプロパンガスの使用量を除き、目標を達成しています。なお、令和 2(2020)年度には電気及びプロパンガスの使用量は目標値を下回りましたが、ガソリン使用量は増加しています。これは、令和元年度からコミュニティバスの再編があり、軽油より二酸化炭素排出量の少ないガソリンを使用するバスへの切り替えが進んだためです。

表 2-2　エネルギー種別の削減目標と実績

エネルギー種		単位	エネルギー使用量実績			目標		H25 比削減率
			H25	R1	R2	R1	評価	
電気の使用量		kWh	12,914,520	11,873,011	11,430,579	11,558,495	×	10.5%
各種燃料の使用量	ガソリン	L	71,808	67,757	104,855	68,361	○	4.8%
	軽油	L	276,029	165,803	61,215	274,373	○	0.6%
	灯油	L	355,221	305,610	341,114	342,078	○	3.7%
	A 重油	L	101,691	69,320	70,250	75,556	○	25.7%
	プロパンガス	kg	112,000	112,161	91,824	93,072	×	16.9%
	炭	kg	100	30	0	95	○	5.0%

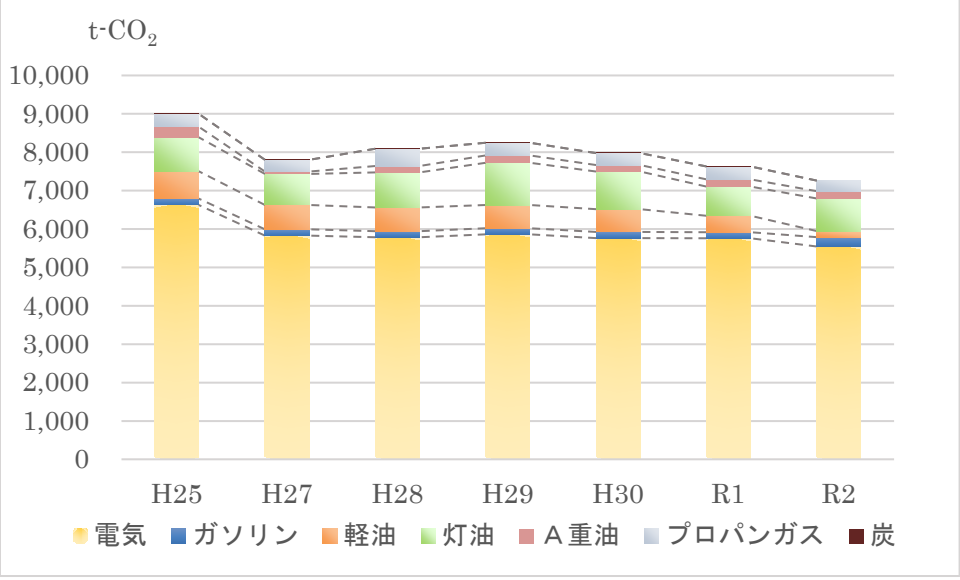


図 2-2　エネルギー種別の CO_2 排出量の推移

端数処理により、数値が合わないことがあります。

②部門別の削減目標達成状況について

部門別の削減目標達成状況は、表 2-3 に、部門別の二酸化炭素排出量の推移は図 2-3 に示すとおりです。

廃棄物処理施設等は、平成 30(2018)年度から春日廃棄物処理場で軽油を、また、坂内リサイクルセンター及び坂内火葬場で灯油を使用し始めたため、二酸化炭素排出量の目標は達成できませんでした。

表 2-3　部門別の削減目標と実績

部門	排出量実績(t-CO_2)			目標		H25 比削減率
	H25	R1	R2	R1	評価	
庁舎等	729.1	636.9	615.7	683.7	○	6.2%
交通機関	564.7	370.2	213.9	564.7	○	0.0%
農林観光施設	2,275.3	1,800.9	1,589.6	2086.5	○	8.3%
廃棄物処理施設等	13.3	18.1	19.5	12.9	×	3.4%
福祉施設	854.9	756.7	727.0	824.9	○	3.5%
病院等	283.0	233.7	221.8	268.8	○	5.0%
上下水道施設	2,444.6	2,001.5	1,992.2	2125.6	○	13.0%
教育機関	1,131.6	946.2	908.1	1010.4	○	10.7%
社会教育施設	703.9	532.8	355.3	556.8	○	20.9%

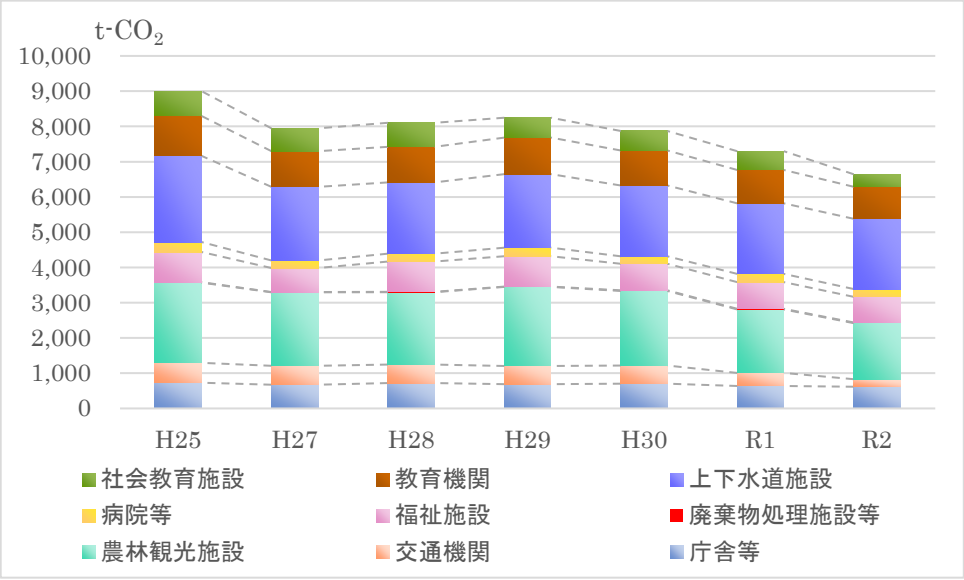


図 2-3　部門別の CO_2 排出量の推移

２．取り組みの実施状況

前計画で示された取り組みの実施状況は、次のとおりです。

なお、評価方法については、項目に示された設備を保有する施設で、どの程度実施できていたかを示します。

日常業務に関する取り組みについては多くの施設で実施できていました。保守・管理及び運用改善の項目についても多くの施設が取り組んでいましたが、設備機器の導入・更新など、費用の負担が大きい項目については、取り組みの割合は低い状況でした。

表 2-4(1)　取り組み内容実施状況

項目			取り組み内容	評価※
日常業務		空 調	空調設定温度・湿度の適正化	◎
			使用されていない部屋の空調停止	◎
			換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化	◎
		給排水・給湯	冬季以外の給湯供給期間の短縮	◎
		照 明	照明を利用していない場所・時間帯におけるこまめな消灯	◎
		事務機器	使用しない時間帯における電源 OFF	◎
		公用車	エコドライブの推進	◎
設備機器	保守・管理	熱 源	密閉式冷却塔熱交換器（クーリングタワー）のスケール除去	△
			冷却塔充てん剤の清掃	△
		空 調	温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃	○
		照 明	照明器具の定期的な保守及び点検	○
	運用改善	熱 源	冷温水出口温度、冷温水ポンプの冷温水流量の適正化	○
			熱源機の運転圧力、ブロー量の適正化	○
			熱源機の停止時間の電源遮断	○
		空 調	ウォーミングアップ時の外気取入停止	△
			空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化	○
			冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止	○
			除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止	△
		給排水・給湯	給排水ポンプの流量・圧力の適正化	○
			給湯温度・循環水量の適正化	○
	設備・機器の導入・更新	熱源	エネルギー消費効率の高い熱源機への更新	×
			経年劣化等により効率が低下したポンプの更新	△
			ヒートポンプシステムの導入	×
			ポンプ台数制御システムの導入	×
			ポンプの可変流量制御システムの導入	×

※評価：「◎：8 割以上実施できた」、「○：5 割以上実施できた」、「△：一部において実施できた」、「×：ほとんど実施できなかった」

表 2-4(2)　取り組み内容実施状況

項目			取り組み内容	評価※
設備機器	設備・機器の導入・更新	熱源	熱源機の台数制御システムの導入	×
			大温度差送風・送水システムの導入	×
			配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化	△
		空調	空調対象範囲の細分化	△
			可変風量制御方式の導入	×
			ファンへの省エネベルトの導入	×
			エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新	×
			全熱交換器の導入	×
			スケジュール運転・断続運転制御システムの導入	×
		受変電	エネルギー損失の少ない変圧器への更新	×
			デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）	×
		照明	高周波点灯形（Hf）蛍光灯への更新	×
			照明対象範囲の細分化	△
			初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新	×
			人感センサーの導入	×
			高効率ランプへの更新	×
			LED 照明への更新	△
		建物	高断熱ガラス・二重サッシの導入	×
再生可能エネルギー		再生可能エネルギーの導入	太陽光・太陽熱の導入	×
			風力の導入	×
			小水力の導入	×
			バイオマスの導入	×
その他		電気事業者の選択	電気事業者の選択により排出係数を改善	×
		エネルギー転換	二酸化炭素排出量の少ないエネルギーへの転換	×
		省エネ効果を再投資する仕組みの構築	省エネルギー・省資源対策による光熱水費等の削減額の一部を設備・機器の改修・更新に再投資する仕組みを導入	×
		グリーン購入の促進	環境物品等及びその調達目標を定めた方針を策定し、グリーン購入を実施	×
		環境配慮契約の促進	電気や自動車等の温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類を定めた方針を策定し、環境配慮契約を実施	×

※評価：「◎：8 割以上実施できた」、「○：5 割以上実施できた」、「△：一部において実施できた」、「×：ほとんど実施できなかった」

第３章　温室効果ガス排出量の削減目標

１．目標設定の考え方

温室効果ガス排出量の削減目標数値の設定にあたっては、職員一人ひとりによる温室効果ガスの削減のための日常行動の定着に加え、公共施設における照明・空調等設備の運用改善の徹底や LED 照明をはじめとする高効率機器の導入、再生可能エネルギー設備の導入による効果を見込み、削減目標を定めます。

また、国は令和 3(2021)年 10 月 22 日の閣議決定において、温室効果ガスを平成 25(2013)年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくことを宣言しました。

２．数値目標

本町は国の目標に基づき、令和 12(2030)年度までに平成 25(2013)年度比で、46%削減するために、目標年度にあたる令和 8(2026)年度における温室効果ガス排出量の目標を、次の通りにします。

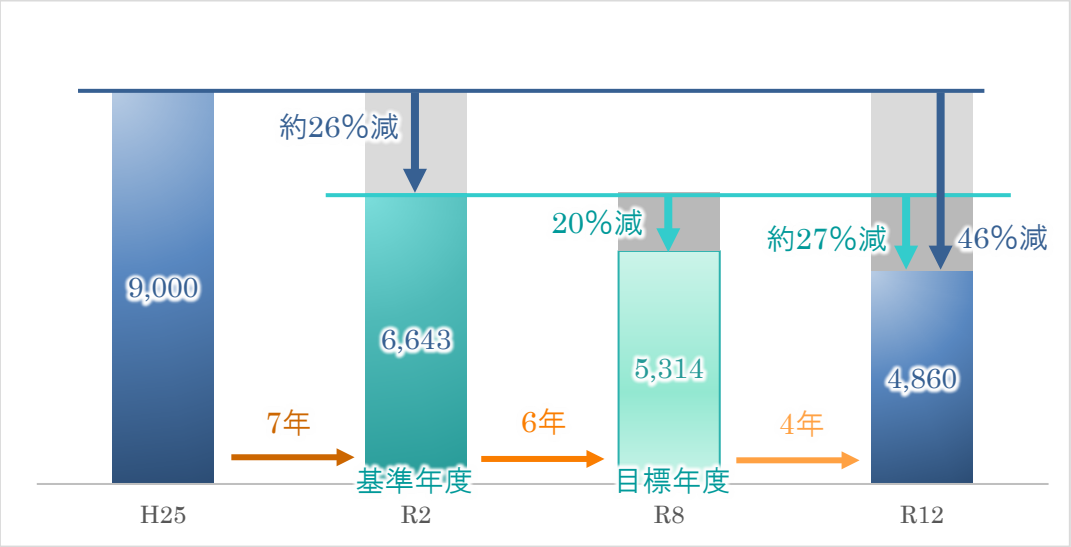


図 3-1　令和 12(2030)年度までの削減目標

基準年度を令和 2(2020)年度とし、令和 8(2026)年度までに

温室効果ガス排出量を **20%削減**することを目標とします。

３．エネルギー種別の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためのエネルギー種別の全体目標は、表 3-1 及び図 3-2 に示すとおりです。

表 3-1　エネルギー種別の目標値

エネルギー種		排出量(t-CO_2)		削減量(t-CO_2)	削減率(%)
		基準年度 R2	目標年度 R8		
燃料	ガソリン	243.5	231.1	12.4	5.1
	軽油	158.2	68.4	89.9	56.8
	灯油	849.0	848.3	0.7	0.1
	A重油	190.4	190.1	0.3	0.2
	プロパンガス	275.4	272.9	2.5	0.9
	炭	0.0	0.0	0.0	－
電気		4926.6	3706.8	1219.8	24.8
全体		6,643.1	5,317.6	1,325.5	20.0

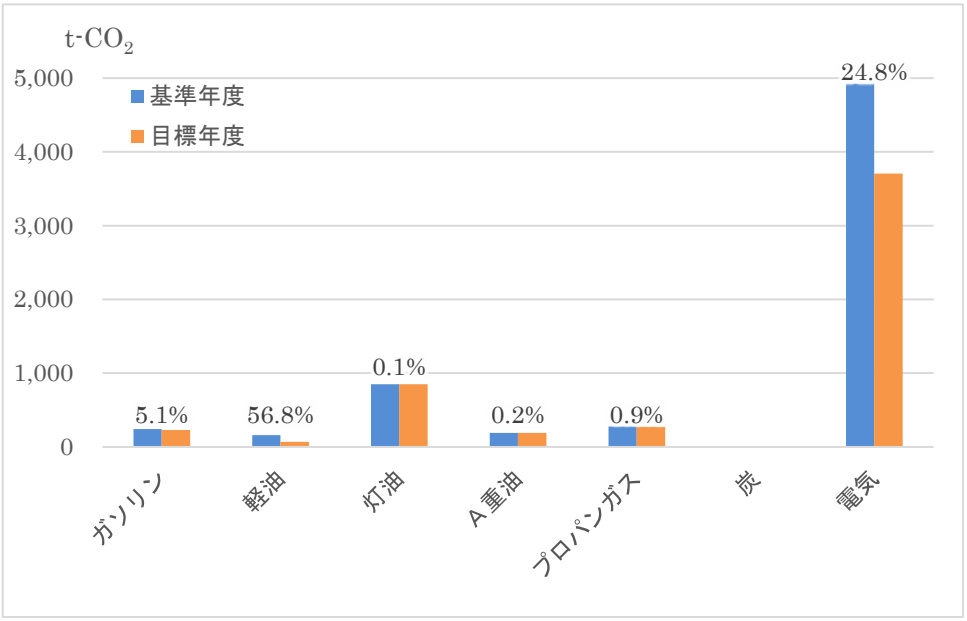


図 3-2　エネルギー種別削減目標

4．部門別の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標「20%」を達成するための、部門別の目標は、表 3-2 及び図 3-3 に示すとおりです。

表 3-2　部門別削減目標

部門	排出量(t-CO_2)		削減量(t-CO_2)	削減率(%)
	基準年度 R2	目標年度 R8		
庁舎等	615.7	505.4	110.3	17.9
交通機関	213.9	131.9	82.1	38.4
農林観光施設	1589.6	1397.6	192.0	12.1
廃棄物処理施設等	19.5	18.1	1.4	7.1
福祉施設	727.0	597.4	129.6	17.8
病院等	221.8	184.5	37.3	16.8
上下水道施設	1992.2	1525.1	467.1	23.4
教育機関	908.1	681.0	227.1	25.0
社会教育施設	355.3	276.6	78.6	22.1
全体	6643.1	5317.6	1325.5	20.0

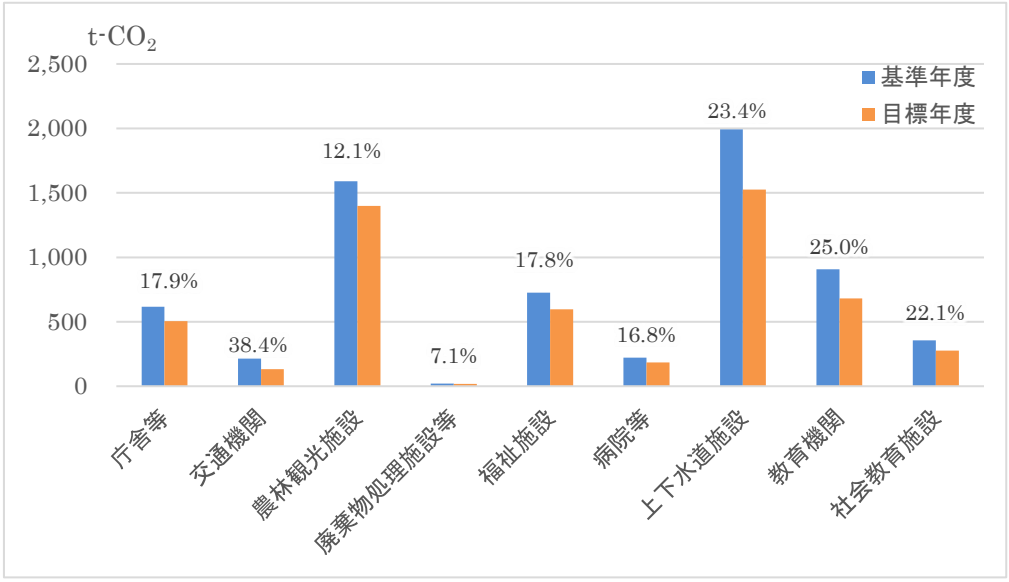


図 3-3　部門別削減目標

第４章　目標達成に向けた取り組み

１．推進方針

本町のこれまでの地球温暖化対策や環境保全への取り組み状況を踏まえ、令和 8(2026)年度の温室効果ガス排出量削減目標を達成するため、次の方針で取り組みを進めていきます。

方針１　日常業務の中での省エネルギー活動等の推進

◆日常業務において省エネ、節電等の温室効果ガスの排出抑制に率先して取り組むように、働きかけを行います。

◆設備・機器の保守管理を適切に実施することで、エネルギー消費効率の低下を防ぎます。

◆すべての職員が意識できるよう、「省エネ・節電チェックシート」を使用するなどして、全庁的な取り組みを行います。

方針２　LED や省エネルギー設備の導入の推進

◆公共施設で利用している空調・照明・給湯設備等の更新時には、省エネルギー設備を導入します。

◆公共施設や公衆街路灯、道路灯、公園灯の照明の LED 化を推進します。

方針３　低燃費自動車等の導入

◆公用車は、特別な用途の車両等を除き、環境負荷が少なく、エネルギー消費量を削減することのできる低燃費自動車を率先導入します。

方針４　再生可能エネルギーの導入

◆太陽光発電や太陽熱利用等の再生可能エネルギーの導入を検討します。

◆再生可能エネルギー由来の電力の購入します。

◆環境に配慮したエネルギーの導入を検討します。

方針５　森林吸収源対策

◆緑・森林の形成・保全を推進します。

２．具体的な推進事項

前計画から取り組んでいる取り組み（日常業務、設備・機器の保守・管理・運用改善・導入・更新、再生可能エネルギー、その他）について、引き続き推進していきます。

表 4-1　温室効果ガスの排出の削減に関する取り組み

項目			取り組み内容
日常業務		空 調	空調設定温度・湿度の適正化
			使用されていない部屋の空調停止
			換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
		給排水・給湯	冬季以外の給湯供給期間の短縮
		照 明	照明を利用していない場所・時間帯におけるこまめな消灯
		事務機器	使用しない時間帯における電源 OFF
		公用車	エコドライブの推進
設備機器	保守・管理	熱 源	密閉式冷却塔熱交換器（クーリングタワー）のスケール除去
			冷却塔充てん剤の清掃
		空 調	温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
		照 明	照明器具の定期的な保守及び点検
	運用改善	熱 源	冷温水出口温度、冷温水ポンプの冷温水流量の適正化
			熱源機の運転圧力、ブロー量の適正化
			熱源機の停止時間の電源遮断
		空 調	ウォーミングアップ時の外気取入停止
			空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化
			冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
			除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
		給排水・給湯	給排水ポンプの流量・圧力の適正化
			給湯温度・循環水量の適正化
	設備・機器の導入・更新	熱源	エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
			経年劣化等により効率が低下したポンプの更新
			ヒートポンプシステムの導入
			ポンプ台数制御システムの導入
			ポンプの可変流量制御システムの導入
			熱源機の台数制御システムの導入
			大温度差送風・送水システムの導入
			配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化

表 4-2　温室効果ガスの排出の削減に関する取り組み

項目			取り組み内容
設備機器	設備・機器の導入・更新	空調	空調対象範囲の細分化
			可変風量制御方式の導入
			ファンへの省エネベルトの導入
			エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
			全熱交換器の導入
			スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
		受変電	エネルギー損失の少ない変圧器への更新
			デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
		照明	高周波点灯形（Hf）蛍光灯への更新
			照明対象範囲の細分化
			初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新
			人感センサーの導入
			高効率ランプへの更新
			LED 照明への更新
		建物	高断熱ガラス・二重サッシの導入
再生可能エネルギー		再生可能エネルギーの導入	太陽光・太陽熱の導入
			風力の導入
			小水力の導入
			バイオマスの導入
その他		電気事業者の選択	電気事業者の選択により排出係数を改善
		エネルギー転換	二酸化炭素排出量の少ないエネルギーへの転換
		省エネ効果を再投資する仕組みの構築	省エネルギー・省資源対策による光熱水費等の削減額の一部を設備・機器の改修・更新に再投資する仕組みを導入
		グリーン購入の促進	環境物品等及びその調達目標を定めた方針を策定し、グリーン購入を実施
		環境配慮契約の促進	電気や自動車等の温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類を定めた方針を策定し、環境配慮契約を実施

第５章　計画の推進

１．推進の体制

本計画は、策定するだけでなく、確実に取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量に関する目標を達成する必要があります。

本計画の実効性を確保するため、既存の庁内組織である「庁内連絡会議」を活用することで、温室効果ガスの削減に関する取り組みを、総合的かつ組織的に推進します。

また、本計画の事務局を「住民生活課」に置き、各課と連携し計画の着実な推進と進行管理を行います。

２．進行の管理

本計画をより効果的に推進するために職員の取り組み成果を定期的に点検、評価し、必要に応じて取り組み内容や取り組み方法の見直しを図る必要があります。

このため、図 5-1 に示す PDCA サイクルにより進行管理を推進します。

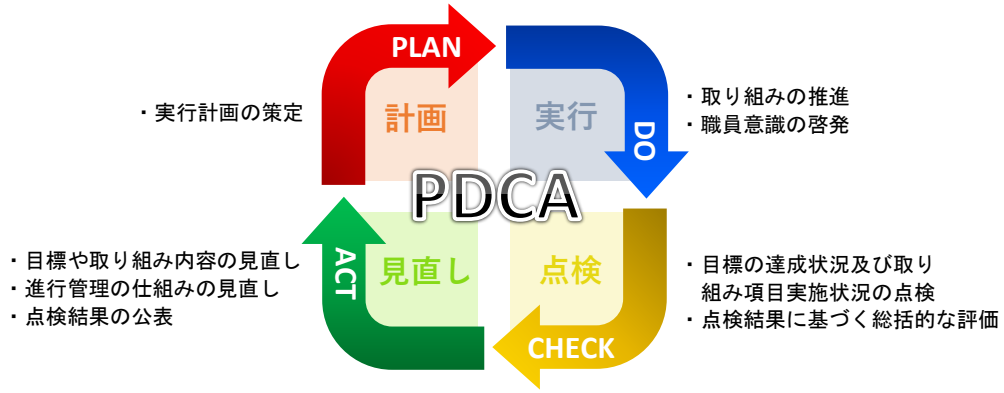


図 5-1　PDCA サイクル

３．計画の取り組み成果の公表

毎年度、本計画に基づく計画の進捗状況や実績等を、広報いびがわやホームページ等に掲載し公表します。

４．職員に対する研修・情報提供

本計画の取り組みを全庁的に推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化問題に関する認識を深め、本計画の取り組み項目を実践することが不可欠であることから、必要に応じて研修を行い地球温暖化防止の取り組みへの行動を促進します。

また、メール、掲示板、回覧板等を利用した呼びかけをすることにより計画の進捗状況の周知を図り、職員の取り組みを促進します。

さらには、職員以外の来庁者や施設利用者に対しても、本計画の趣旨を伝達し、環境配慮の取り組みに協力するよう要請します。

資料編

資料１　地球温暖化対策実行計画策定の背景　…… 20

資料２　温室効果ガス排出量の算定方法　…… 25

資料３　本町の事務・事業に係る温室効果ガス排出量　…… 26

資料４　部門別温室効果ガス排出量と削減目標　…… 27

資料５　エネルギー種別温室効果ガス排出量と削減目標　…… 36

資料６　施設別の状況と部門ごとの削減目標　…… 42

資料７　温室効果ガス排出削減に関する取り組み状況　…… 50

資料８　省エネ・節電チェックシート　…… 52

資料９　用語解説　…… 56

資料１　地球温暖化対策実行計画策定の背景

１．地球温暖化問題の概要

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、日本においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害が観測されています。

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織である「国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、令和 3 年 8 月に最新の知見をとりまとめた第 6 次評価報告書の第 1 作業部会報告書（自然科学的根拠）を公表しました。

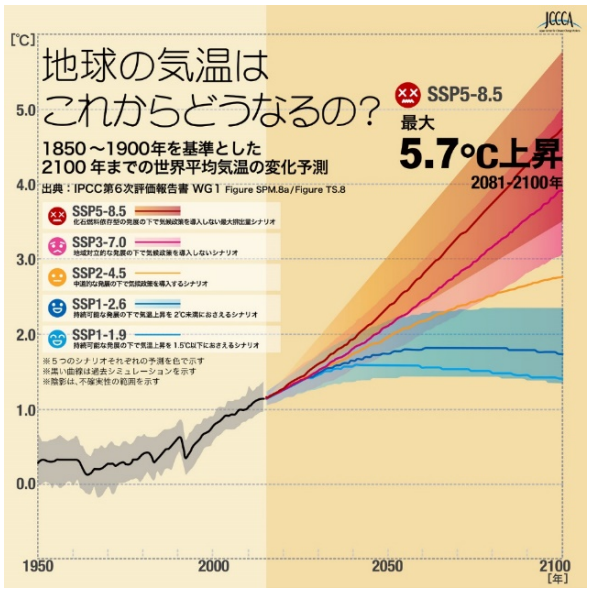
（１）地球温暖化の原因

第 6 次評価報告書では、観測事実として気候システムによる温暖化と、人間による影響の関係については疑う余地がないと断言し、早い段階での二酸化炭素等の温室効果ガス排出削減の必要性を訴えています。

（２）気温の上昇

18 世紀後半頃から、産業の発展に伴い人類は石炭や石油等を大量に消費するようになり、大気中の二酸化炭素の量は 200 年前と比べて 47%程増加し、世界の平均気温は約 1.09℃上昇しました。

令和 3 年 8 月に公表された IPCC 第 6 次評価報告書の第 1 作業部会報告書によると、2100 年の平均気温は最小で 1.0℃、最大で 5.7℃上がると予測されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP より

図 6-1　世界平均気温の変化と予測(観測と予測)

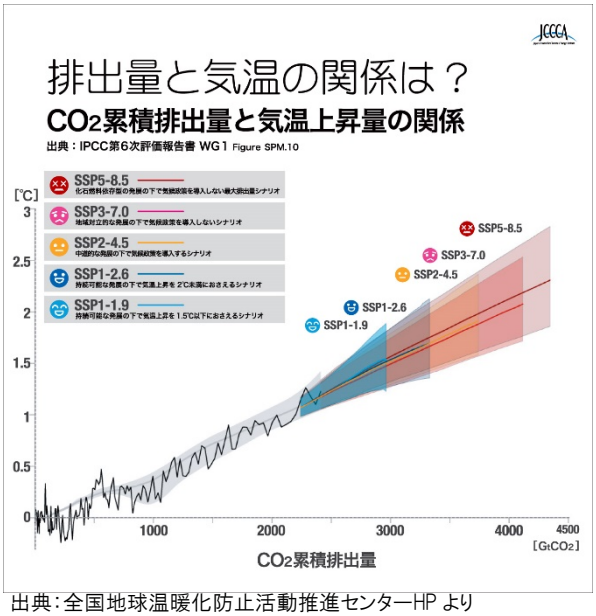
（３）海面水位の変化

世界気温が上昇していくに従って、南極やグリーンランドの氷床などが溶けて海水が増加するほか、熱膨張によって海水の体積が増えることで、海面水位が上昇しています。世界平均海面水位は、1901～2018 年の間に約 0.20m 上昇し、2100 年には 1995～2014 年と比べて 0.28～1.01m 上昇すると予測されています。

また、IPCC 第 6 次評価報告書では、海面水位の上昇は気温とは違い「数百年から数千年のタイムスケールで不可逆的なもの」と述べており、気温上昇は止まることがあっても、その後も海面水位は上昇を続けると想定されています。

（４）二酸化炭素排出量と気温の関係

二酸化炭素の総累積排出量と世界平均地上気温の変化は比例関係にあり、最終的に気温が何度上昇するかは累積排出量の幅に関係するため、これからの数十年でより多くの排出を行えば、その後はより多くの排出削減が必要となると報告されています。気温上昇をあるレベルで止めるためには、二酸化炭素累積排出量を制限し、他の温室効果ガスも大幅に削減する必要がある、としています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP より

図 6-2　CO_2 累積排出量と気温上昇の関係

２．国際的な動向と日本の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、国連気候変動枠組条約により「温室効果ガスの排出及び吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。

（１）国連気候変動枠組条約

1988 年設立された IPCC の報告などにより、気候変動に対する国際的な取組みの必要性が認識され、1991 年から始まった国際交渉の結果、1992 年にブラジル・リオデジャネイロで開催された地球サミット（環境と開発に関する国連会議）において 155 ケ国が「気候変動に関する国際連合枠組条約」に署名、1994 年に発効しました（197 ケ国・機関が締結）。

同条約では、温室効果ガス濃度を、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で安定化させることを究極の目的とし、「共通だが差異のある責任（Common but Differentiated Responsibility）」等の原則の下で、締約国はそれぞれの約束（コミットメント）を実施することとされました。

同条約に基づき、1995 年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されています。

①ＣＯＰ３

1997 年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で、京都議定書が採択されました。この中でわが国については、温室効果ガスの総排出量を「2008 年から 2012 年」の第一約束期間に、1990 年レベルから 6%削減する目標が定められました。

それを受けて、わが国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成 10 年（1998 年）10 月に公布、平成 11 年（1999 年）4 月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取り組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度等、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みを整備し、平成 17 年（2005 年）4 月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。

京都議定書目標達成計画においては、京都議定書で定められた 1990 年度比 6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されるとともに、温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示されました。

②ＣＯＰ２１

2015 年にフランス・パリにおいて COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定が画期的な枠組みとされる理由は、ボトムアップのアプローチを採用したことです。京都議定書は、先進国のみにトップダウンで定められた排出削減目標が課せられるアプローチを採用していましたが、このトップダウンのアプローチに対して公平性および実効性の観点から疑問が呈されました。そのことを踏まえて、パリ協定では各国に自主的な取り組みを促すアプローチが模索され、採用されました。

わが国は、平成 27 年 7 月 17 日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013 年度比で 26.0%減（2005 年度比で 25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

③ＣＯＰ２６

2021 年に英国グラスゴーで開催された COP26 において合意された「グラスゴー気候合意（Glasgow Climate Pact）」には、気候変動がすでに損失や損害を引き起こしており、今後もその傾向が強まること、そしてこれまで以上に大きな社会的、経済的、環境的な脅威となることへの認識が盛り込まれ、気候変動対策の第三の柱として「緩和」「適応」に続く「損失と損害」が認識されました。

また、国際的な炭素クレジットの取引に関する基本的なルールを定めたパリ協定 6 条ルールブックが採択されました。

（２）ＳＤＧｓ



地球規模の環境問題が深刻化する中、持続可能でより良い世界を目指す国際目標として SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が 2015 年 9 月に、国連持続可能開発サミットで採択されました。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択され、誰一人取り残さないとの誓いの下、貧困や格差をなくし、気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、2030 年を期限とする 17 のゴール（意欲目標）、169 のターゲット（達成目標）と 232 のインディケーター（指標）の 3 層構造で構成されています。

SDGs は、先進国・途上国を問わず、すべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

（３）わが国独自の取組

①カーボンニュートラル

2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指すため、令和 3 年 4 月の政府の地球温暖化対策推進本部の会合において、管総理大臣が 2030 年度の温室効果ガス削減目標を、2013 年度に比べて 46%削減することを目指すと表明し、「さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていく」と述べました。

「2050 年カーボンニュートラル」の実現のため、「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加しています。また、企業では ESG 金融の進展に伴い、気候変動に関する情報開示や目標設定など「脱炭素経営」に取り組む企業が増加し、サプライチェーンを通じて、地域の企業にも波及しています。

②地球温暖化対策推進法の改正閣議決定

「2050 年カーボンニュートラル」が宣言され、全国の自治体や企業が脱炭素化に取り組んでいることから、令和 3 年 2 月に地球温暖化対策推進法の一部改正案が閣議決定されました。

この中ではパリ協定に定める目標を踏まえ、2050 年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定し、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設や、脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等が盛り込まれています。

３．岐阜県の取り組み

（１）条例の改正

岐阜県では、地球温暖化の防止について、県、事業者、県民及び観光旅行者等の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出抑制等を促進するため、平成 21 年 3 月に「岐阜県地球温暖化防止基本条例」を制定し、令和 3 年 3 月には脱炭素社会の実現に向けて地球温暖化対策の更なる推進を図るため、当条例を改正しました。

この条例では、中・長期的な観点を持ち、県土のおよそ 8 割を占める森林の保全・整備、県産材の活用、再生可能エネルギーの普及など岐阜県の特長を生かしながら、地球温暖化対策を推進しています。

（２）地球温暖化対策実行計画の（区域施策編）見直し

地球温暖化対策をさらに推進していくため、平成 23 年 6 月に策定した「岐阜県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を、平成 28 年 3 月に見直しました。

その後、令和 3 年 3 月には「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を策定し、「岐阜県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の第 6 次計画として、令和 3 年 5 月に「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」を策定（令和 3 年 11 月に改定）するなど、地球温暖化対策を推進しています。

表 6-1　岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画排ガス削減目標

項目（単位）	基準年度 2013 年度	中間目標年度 2025 年度	本計画目標 2030 年度
温室効果ガス削減目標 （%）	－	25.0%減 （基準年度比）	70.0%減 （基準年度比）
温室効果ガス排出量 （t-CO_2）	86,158	64,619	25,848

資料２　温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策推進法施行令第３条に基づく次の計算式により算定しました。

○ 燃料の使用に伴う排出量

排出量 ＝ 燃料使用量 × 単位発熱量 × 排出係数（炭素の数）×（44／12）

＝ 燃料使用量 × 換算後排出係数

種　別	発熱量		排出係数		換算後排出係数	
	数 値	単 位	数 値	単 位	数 値	単 位
ガソリン	34.6	MJ/L	0.0183	kg-C/MJ	2.32	kg-CO_2/L
軽油	37.7	MJ/L	0.0187	kg-C/MJ	2.58	kg-CO_2/L
灯油	36.7	MJ/L	0.0185	kg-C/MJ	2.49	kg-CO_2/L
A 重油	39.1	MJ/L	0.0189	kg-C/MJ	2.71	kg-CO_2/L
プロパンガス	50.8	MJ/kg	0.0161	kg-C/MJ	3.00	kg-CO_2/kg
炭	25.7	MJ/kg	0.0247	kg-C/MJ	2.33	kg-CO_2/kg

○ 他人から供給された電気の使用に伴う排出量

排出量 ＝ 電気使用量 × 排出係数※

排出係数	単 位
0.431	kg-CO_2/kWh

※算定省令に基づく電気事業者ごとの実排出係数（令和 2(2020)年度中部電力ミライズ(株)の値）

資料３　本町の事務・事業に係る温室効果ガス排出

本町の事務・事業にかかる温室効果ガス排出量は、以下に示すとおりです。

１．調査年度

調査年度は、令和 2(2020)年度であり、削減目標に対する基準年度としています。

２．調査概要

本町のすべての施設及び事務・事業を対象とし、指定管理者制度により施設運営を外部委託している施設についても把握できるかぎり対象に含め、温室効果ガスのうち二酸化炭素について調査を行いました。

表 8-1　令和 2(2020)年度（基準年度）温室効果ガス排出量

エネルギー種		活動量	単位	二酸化炭素 排出量 ($kg\text{-}CO_2$)	二酸化炭素 排出係数 ($kg\text{-}CO_2$/単位)
電気		11,430,579	kWh	4,926,580	0.431
燃料	ガソリン	104,855	L	243,473	2.322
	軽油	61,215	L	158,241	2.585
	灯油	341,114	L	849,033	2.489
	A重油	70,250	L	190,378	2.71
	プロパンガス	91,824	kg	275,380	2.999
	炭	0	kg	0	2.328
全体				6,643,084	

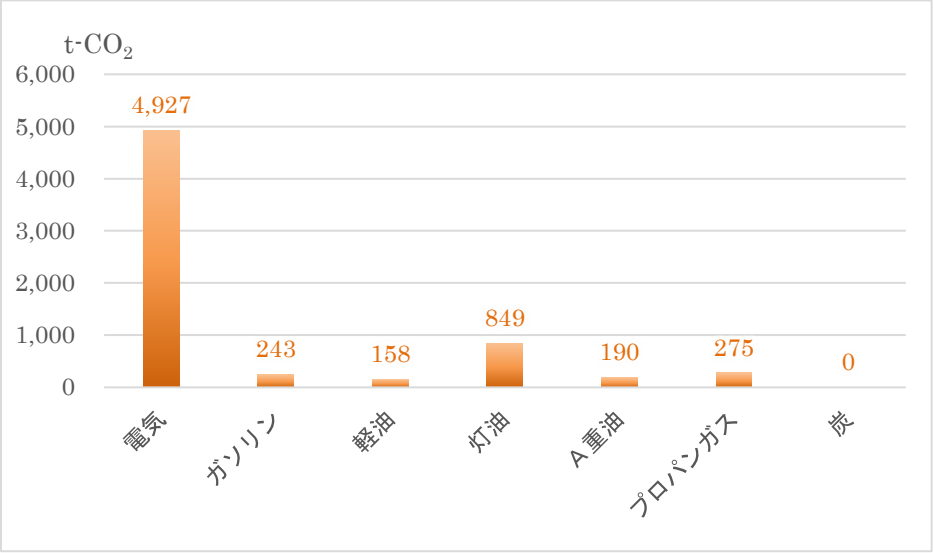


図 8-1　エネルギー種別温室効果ガス排出量

資料４　部門別温室効果ガス排出量と削減目標

令和 2(2020)年度（基準年度）部門別の温室効果ガス排出量と削減目標は、以下に示すとおりです。

１．庁舎等

日常業務中の取り組みや、省エネ家電・LED の導入に加え、公用車の更新時に低燃費自動車等への切り替えることで、燃料使用量を削減します。また、二酸化炭素排出係数の低い電力会社を選択することで二酸化炭素排出量を削減していきます。

表 9-1　庁舎等の排出量と削減目標

エネルギー種		排出量(t-CO_2)		削減率(%)
		基準年度 R２	目標年度 R8	
燃料	ガソリン	67.7	63.4	6.5
	軽油	3.6	3.6	0.1
	灯油	58.8	58.8	0.0
	A重油	27.1	27.1	0.1
	プロパンガス	54.3	53.7	1.1
	炭	0.0	0.0	－
電気		404.2	298.8	26.1
合計		615.7	505.4	17.9

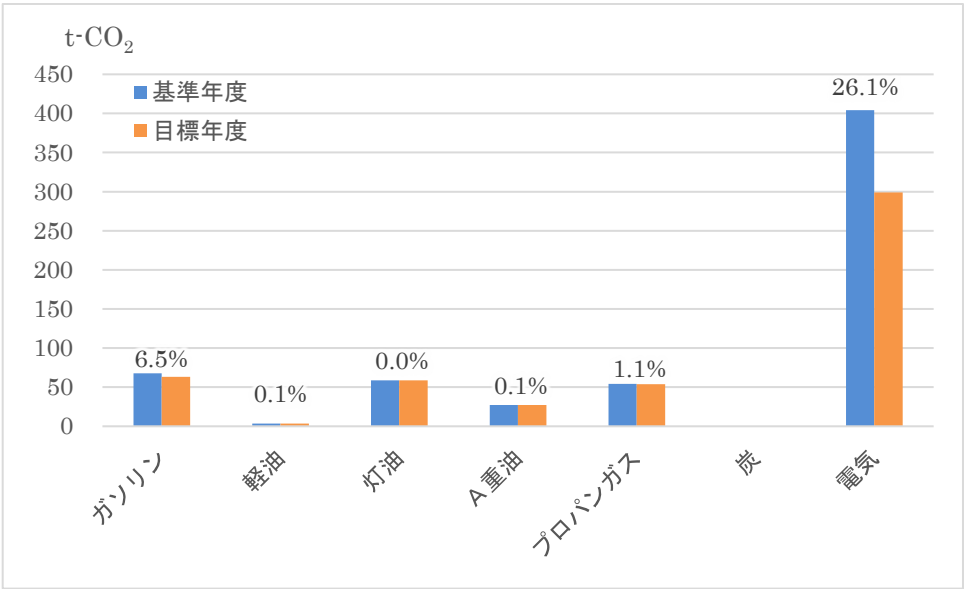


図 9-1　庁舎等の排出量と削減目標

２．交通機関

交通機関であるコミュニティバスは、軽油を燃料とするバスから、軽油より二酸化炭素排出量が少ないガソリンを燃料とするバスへと切り替えが進んでいます。目標年度までに全てのバスの切り替えを進め、二酸化炭素排出量を 38.4%削減していきます。

表 9-2　交通機関の排出量と削減目標

エネルギー種		排出量(t-CO_2)		削減率(%)
		基準年度 R２	目標年度 R8	
燃料	ガソリン	124.2	131.9	-6.2
	軽油	89.8	0.0	100.0
	灯油	0.0	0.0	－
	Ａ重油	0.0	0.0	－
	プロパンガス	0.0	0.0	－
	炭	0.0	0.0	－
電気		0.0	0.0	－
合計		213.9	131.9	38.4

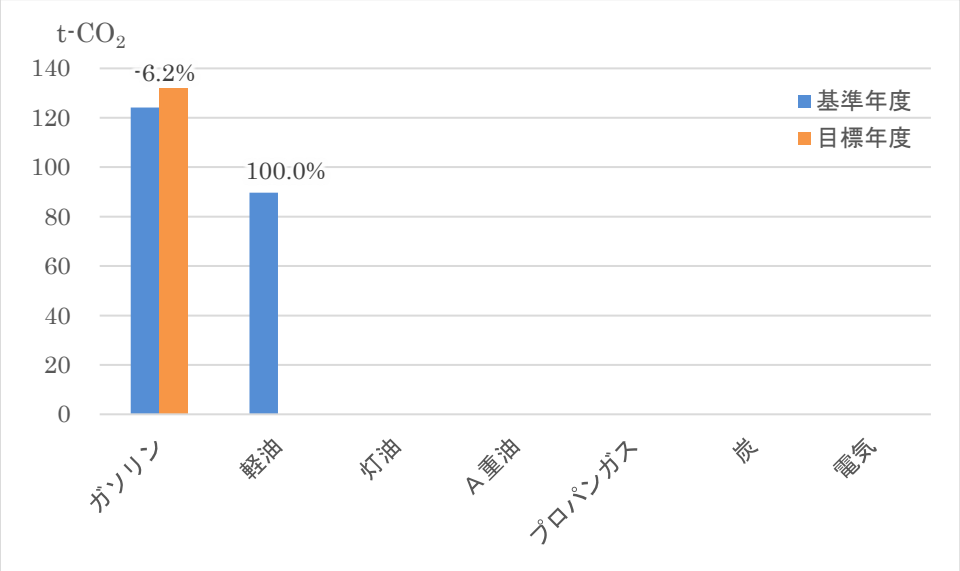


図 9-2　交通機関の排出量と削減目標

３．農林観光施設

日常業務中の取り組みや、省エネ家電・LED の導入に加え、公用車の更新時に低燃費自動車等への切り替えることで、燃料使用量を削減します。また、二酸化炭素排出係数の低い電力会社を選択することで二酸化炭素排出量を削減していきます。

表 9-3　農林観光施設の排出量と削減目標

エネルギー種		排出量(t-CO_2)		削減率(%)
		基準年度 R２	目標年度 R8	
燃料	ガソリン	11.9	10.0	15.6
	軽油	1.8	1.8	0.3
	灯油	698.9	698.5	0.1
	A重油	0.0	0.0	－
	プロパンガス	71.4	70.4	1.4
	炭	0.0	0.0	－
電気		805.6	616.9	23.4
合計		1,589.6	1,397.6	12.1

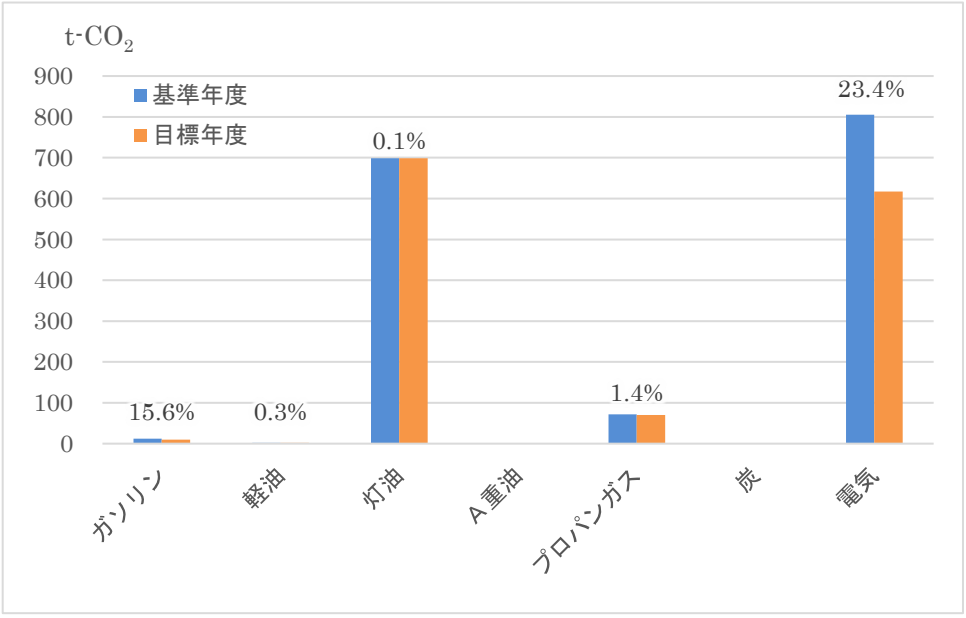


図 9-3　農林観光施設の排出量と削減目標

４．廃棄物処理施設等

日常業務中の取り組みや、省エネ家電・LED の導入を図ることで、燃料使用量を削減します。また、二酸化炭素排出係数の低い電力会社を選択することで二酸化炭素排出量を削減していきます。

表 9-4　廃棄物処理施設等の排出量と削減目標

エネルギー種		排出量(t-CO_2)		削減率(%)
		基準年度 R２	目標年度 R8	
燃料	ガソリン	0.0	0.0	－
	軽油	10.8	10.7	0.2
	灯油	2.9	2.9	0.1
	Ａ重油	0.0	0.0	－
	プロパンガス	0.0	0.0	－
	炭	0.0	0.0	－
電気		5.8	4.4	23.5
合計		19.5	18.1	7.1

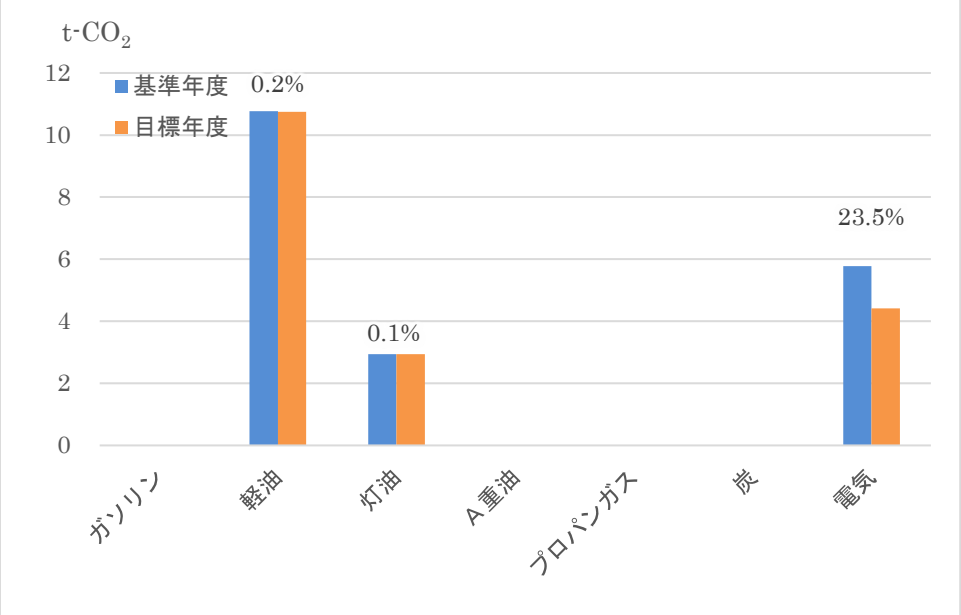


図 9-4　廃棄物処理施設等の排出量と削減目標

５．福祉施設

日常業務中の取り組みや、省エネ家電・LED の導入に加え、公用車の更新時に低燃費自動車等への切り替えることで、燃料使用量を削減します。また、二酸化炭素排出係数の低い電力会社を選択することで二酸化炭素排出量を削減していきます。

表 9-5　福祉施設の排出量と削減目標

エネルギー種		排出量(t-CO_2)		削減率(%)
		基準年度 R２	目標年度 R8	
燃料	ガソリン	25.8	16.0	38.0
	軽油	34.2	34.1	0.2
	灯油	30.6	30.5	0.4
	A重油	146.3	146.0	0.2
	プロパンガス	71.5	70.9	0.8
	炭	0.0	0.0	－
電気		418.5	299.8	28.4
合計		727.0	597.4	17.8

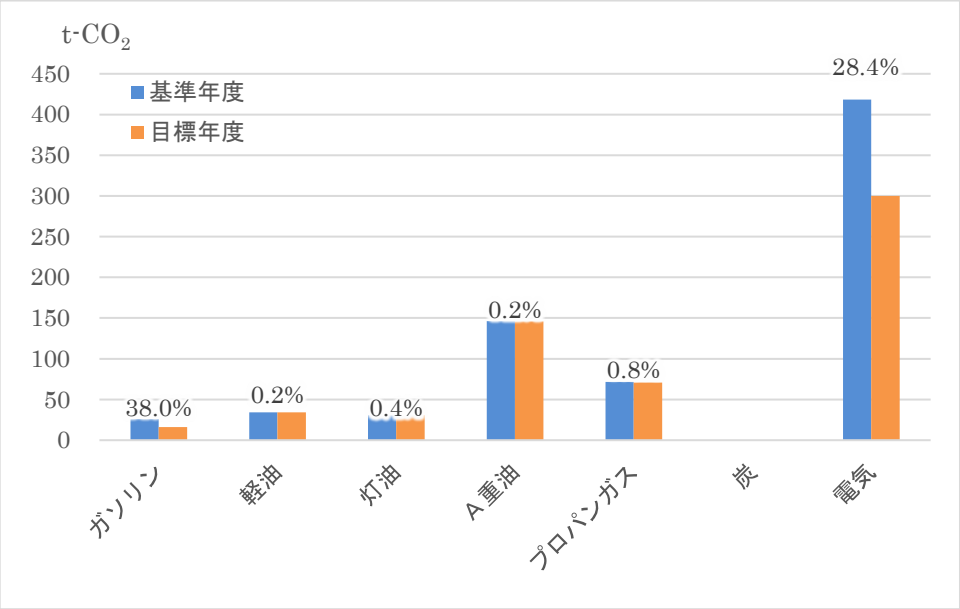


図 9-5　福祉施設の排出量と削減目標

６．病院等

日常業務中の取り組みや、省エネ家電・LED の導入に加え、公用車の更新時に低燃費自動車等への切り替えることで、燃料使用量を削減します。また、二酸化炭素排出係数の低い電力会社を選択することで二酸化炭素排出量を削減していきます。

表 9-6　病院等の排出量と削減目標

エネルギー種		排出量(t-CO_2)		削減率(%)
		基準年度 R２	目標年度 R8	
燃料	ガソリン	9.4	6.6	30.2
	軽油	0.0	0.0	－
	灯油	25.5	25.5	0.2
	Ａ重油	16.9	16.9	0.0
	プロパンガス	46.2	46.1	0.2
	炭	0.0	0.0	－
電気		123.8	89.5	27.7
合計		221.8	184.5	16.8

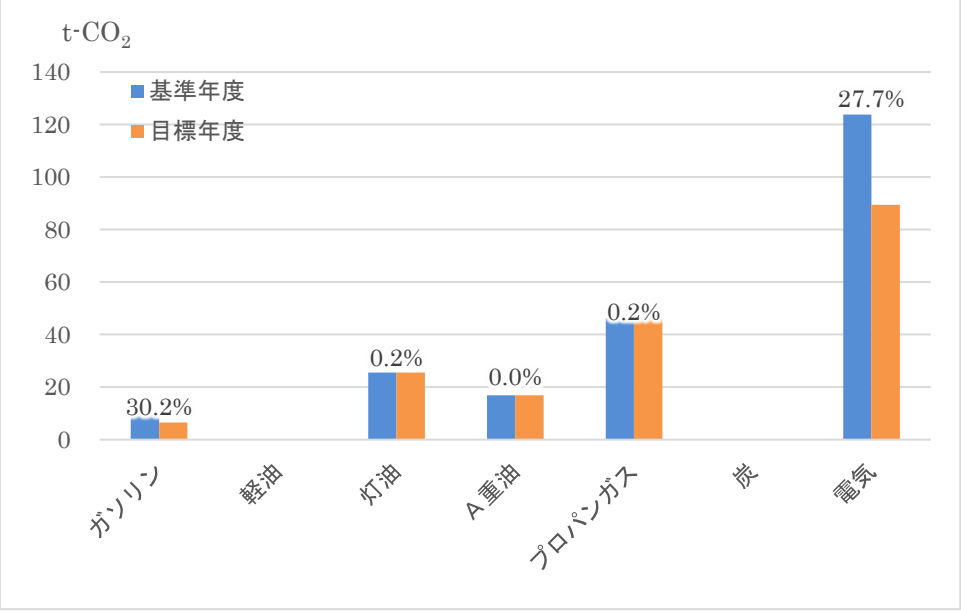


図 9-6　病院等の排出量と削減目標

7．上下水道施設

老朽管の布設替えによる有収率の向上や、浄水場内のパネルヒータや換気扇の調整及び二酸化炭素排出係数の低い電力会社を選択することにより、二酸化炭素排出量を削減していきます。

表 9-7　上下水道施設の排出量と削減目標

エネルギー種		排出量(t-CO_2)		削減率(%)
		基準年度 R２	目標年度 R8	
燃料	ガソリン	0.0	0.0	－
	軽油	0.0	0.0	－
	灯油	0.0	0.0	－
	A重油	0.0	0.0	－
	プロパンガス	0.0	0.0	－
	炭	0.0	0.0	－
電気		1,992.2	1,525.1	23.4
合計		1,992.2	1,525.1	23.4

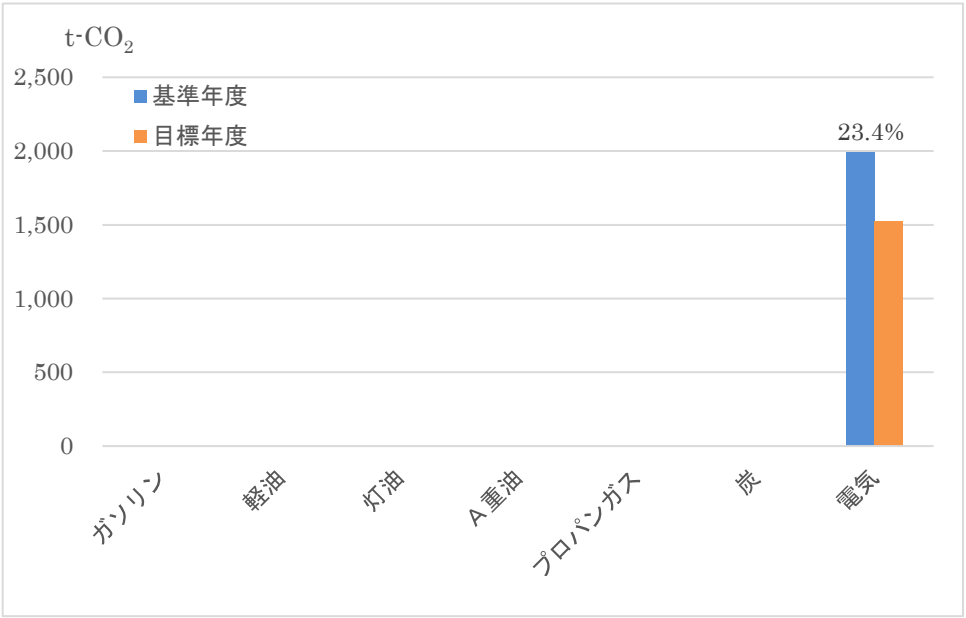


図 9-7　上下水道施設の排出量と削減目標

８．教育機関

日常業務中の取り組みや、省エネ家電・LED の導入に加え、公用車の更新時に低燃費自動車等への切り替えることで、燃料使用量を削減します。また、二酸化炭素排出係数の低い電力会社を選択することで二酸化炭素排出量を削減していきます。

表 9-8　教育機関の排出量と削減目標

エネルギー種		排出量(t-CO_2)		削減率(%)
		基準年度 R２	目標年度 R8	
燃料	ガソリン	3.5	2.7	24.0
	軽油	18.0	18.0	0.1
	灯油	14.6	14.6	0.2
	Ａ重油	0.0	0.0	－
	プロパンガス	17.7	17.7	0.2
	炭	0.0	0.0	－
電気		854.3	628.1	26.5
合計		908.1	681.0	25.0

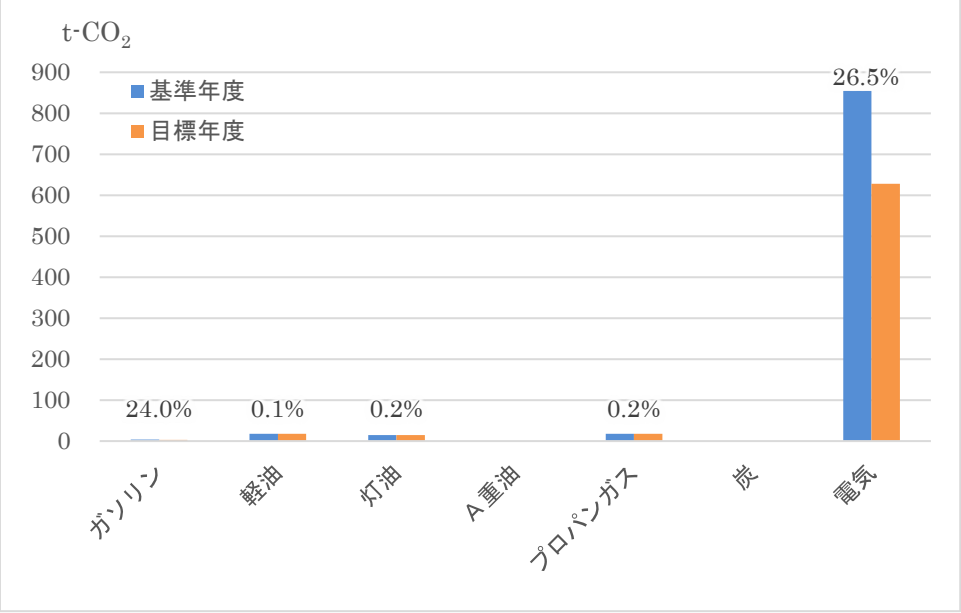


図 9-8　教育機関の排出量と削減目標

９．社会教育施設

日常業務中の取り組みや、省エネ家電・LED の導入に加え、公用車の更新時に低燃費自動車等への切り替えることで、燃料使用量を削減します。また、二酸化炭素排出係数の低い電力会社を選択することで二酸化炭素排出量を削減していきます。

表 9-9　社会教育施設の排出量と削減目標

エネルギー種		排出量(t-CO_2)		削減率(%)
		基準年度 R２	目標年度 R8	
燃料	ガソリン	0.9	0.6	38.1
	軽油	0.2	0.2	0.0
	灯油	17.5	17.5	0.1
	A重油	0.0	0.0	－
	プロパンガス	14.3	14.1	1.3
	炭	0.0	0.0	－
電気		322.3	244.2	24.2
合計		355.3	276.6	22.1

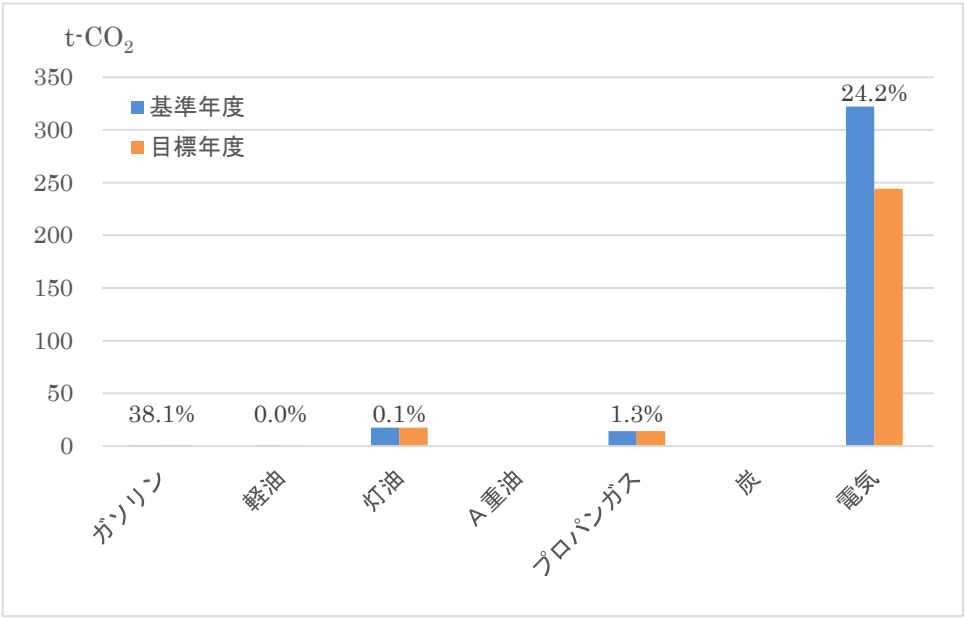


図 9-9　社会教育施設の排出量と削減目標

資料５　エネルギー種別温室効果ガス排出量と削減

令和 2(2020)年度（基準年度）のエネルギー種別の温室効果ガス排出量と削減目標は、以下に示すとおりです。

１．ガソリンの排出量

エコドライブ等の日常の取り組みと、公用車の更新時に低燃費自動車等へ切り替えることで、二酸化炭素排出量を削減していきます。

表 10-1　ガソリンの排出量と削減目標

部門	排出量(t-CO_2)		削減率(%)
	基準年度 R2	目標年度 R8	
庁舎等	67.7	63.4	6.5
交通機関	124.2	131.9	-6.2
農林観光施設	11.9	10.0	15.6
廃棄物処理施設等	0.0	0.0	―
福祉施設	25.8	16.0	38.0
病院等	9.4	6.6	30.2
上下水道施設	0.0	0.0	―
教育機関	3.5	2.7	24.0
社会教育施設	0.9	0.6	38.1
全体	243.5	231.1	5.1

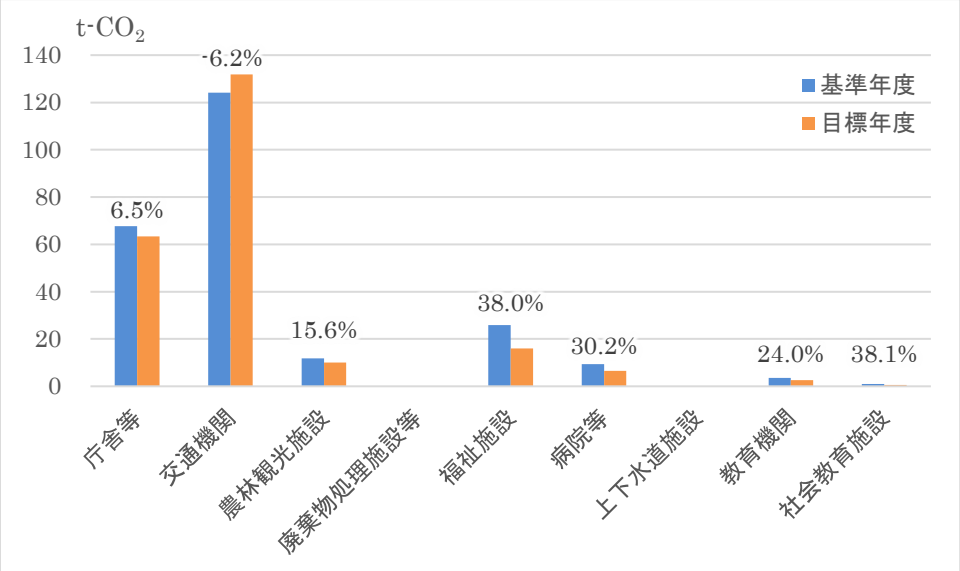


図 10-1　ガソリンの排出量と削減目標

２．軽油の排出量

バスの更新やエコドライブ等の日常の取り組みにより、二酸化炭素排出量を削減していきます。

表 10-2　軽油の排出量と削減目標

部門	排出量(t-CO_2)		削減率(%)
	基準年度 R2	目標年度 R8	
庁舎等	3.6	3.6	0.1
交通機関	89.8	0.0	100.0
農林観光施設	1.8	1.8	0.3
廃棄物処理施設等	10.8	10.7	0.2
福祉施設	34.2	34.1	0.2
病院等	0.0	0.0	—
上下水道施設	0.0	0.0	—
教育機関	18.0	18.0	0.1
社会教育施設	0.2	0.2	0.0
全体	158.2	68.4	56.8

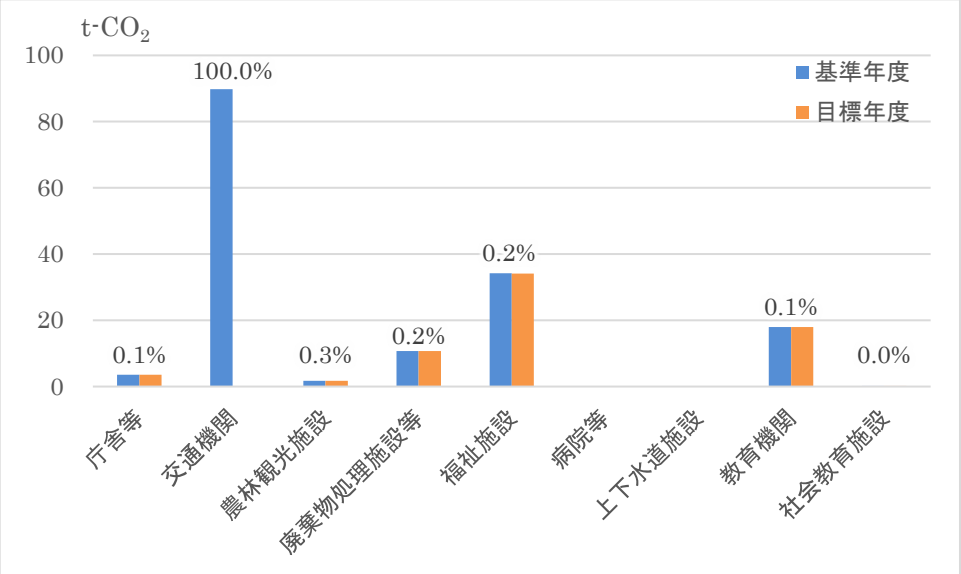


図 10-2　軽油の排出量と削減目標

３．灯油の排出量

空調温度設定の適正化等、日常の取り組みにより、二酸化炭素排出量を削減していきます。

表 10-3　灯油の排出量と削減目標

部門	排出量(t-CO_2)		削減率(%)
	基準年度 R2	目標年度 R8	
庁舎等	58.8	58.8	0.0
交通機関	0.0	0.0	―
農林観光施設	698.9	698.5	0.1
廃棄物処理施設等	2.9	2.9	0.1
福祉施設	30.6	30.5	0.4
病院等	25.5	25.5	0.2
上下水道施設	0.0	0.0	―
教育機関	14.6	14.6	0.2
社会教育施設	17.5	17.5	0.1
全体	849.0	848.3	0.1

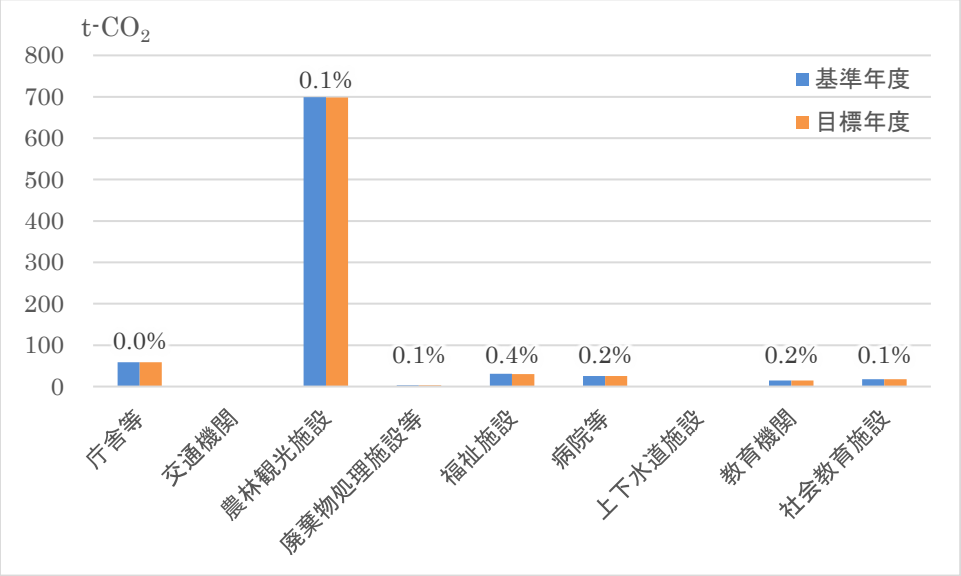


図 10-3　灯油の排出量と削減目標

４．Ａ重油の排出量

空調温度設定の適正化等、日常の取り組みにより、二酸化炭素排出量を削減していきます。

表 10-4　A 重油の排出量と削減目標

部門	排出量(t-CO_2)		削減率(%)
	基準年度 R2	目標年度 R8	
庁舎等	27.1	27.1	0.1
交通機関	0.0	0.0	—
農林観光施設	0.0	0.0	—
廃棄物処理施設等	0.0	0.0	—
福祉施設	146.3	146.0	0.2
病院等	16.9	16.9	0.0
上下水道施設	0.0	0.0	—
教育機関	0.0	0.0	—
社会教育施設	0.0	0.0	—
全体	190.4	190.1	0.2

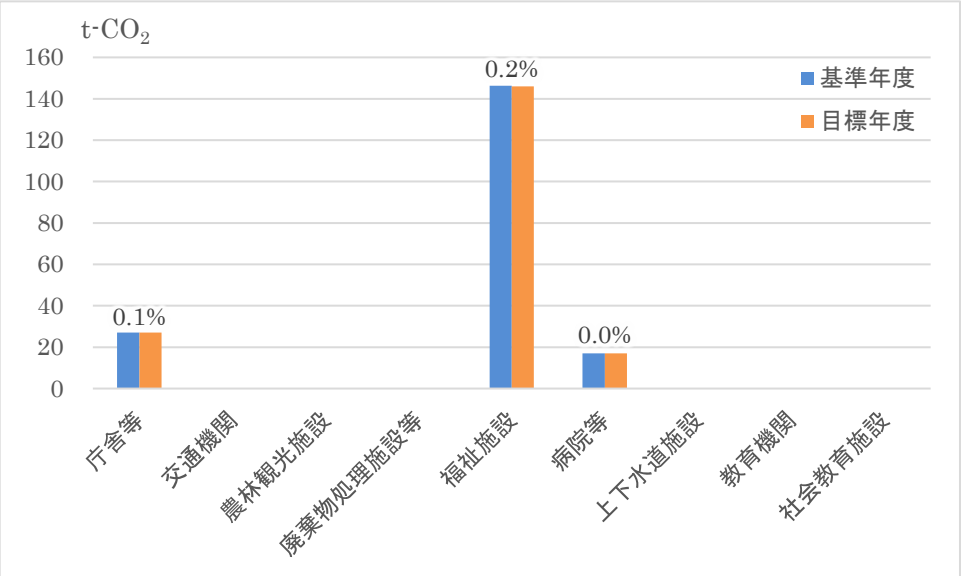


図 10-4　A 重油の排出量と削減目標

５．プロパンガスの排出量

空調温度設定の適正化等の日常の取り組みに加え、省エネ家電を導入することで、二酸化炭素排出量を削減していきます。

表 10-5　プロパンガスの排出量と削減目標

部門	排出量(t-CO_2)		削減率(%)
	基準年度 R2	目標年度 R8	
庁舎等	54.3	53.7	1.1
交通機関	0.0	0.0	—
農林観光施設	71.4	70.4	1.4
廃棄物処理施設等	0.0	0.0	—
福祉施設	71.5	70.9	0.8
病院等	46.2	46.1	0.2
上下水道施設	0.0	0.0	—
教育機関	17.7	17.7	0.2
社会教育施設	14.3	14.1	1.3
全体	275.4	272.9	0.9

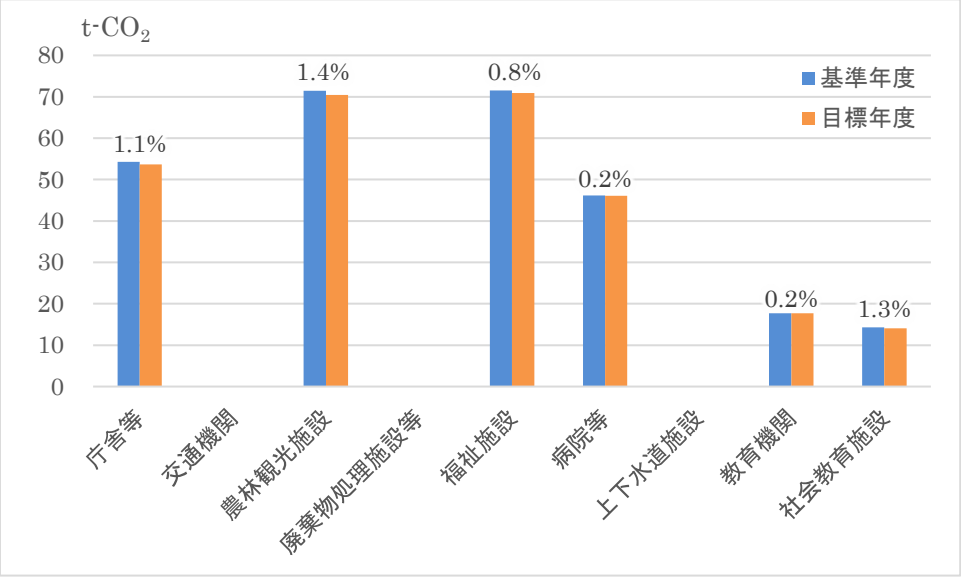


図 10-5　プロパンガスの排出量と削減目標

６．電気の排出量

こまめな消灯や待機電力 OFF 等の日常的な節電に加え、LED や省エネ家電の導入や、二酸化炭素排出係数の低い電力会社を選択することで、二酸化炭素排出量を削減していきます。

表 10-6　電気の排出量と削減目標

部門	排出量(t-CO_2)		削減率(%)
	基準年度 R2	目標年度 R8	
庁舎等	404.2	298.8	26.1
交通機関	0.0	0.0	―
農林観光施設	805.6	616.9	23.4
廃棄物処理施設等	5.8	4.4	23.5
福祉施設	418.5	299.8	28.4
病院等	123.8	89.5	27.7
上下水道施設	1992.2	1525.1	23.4
教育機関	854.3	628.1	26.5
社会教育施設	322.3	244.2	24.2
全体	4926.6	3706.8	24.8

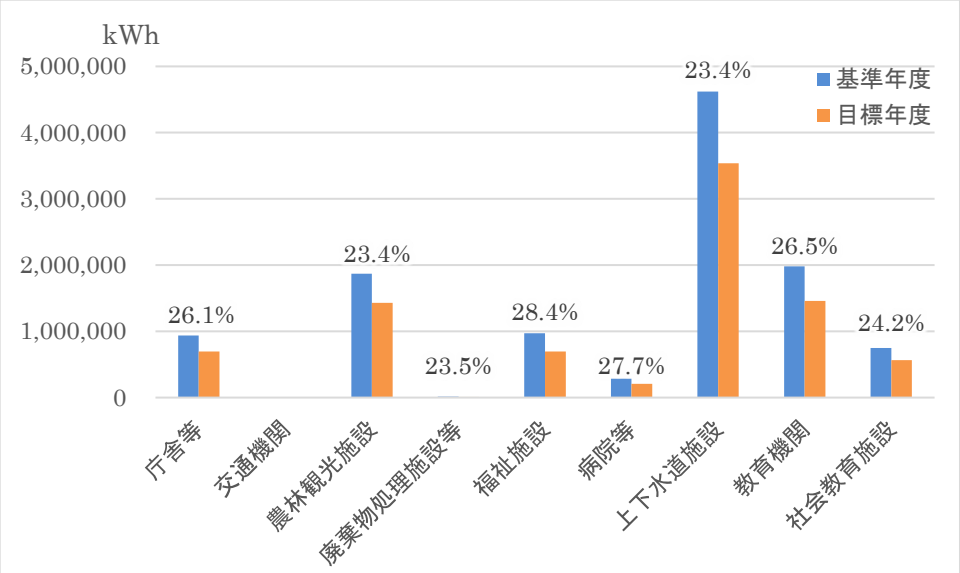


図 10-6　電気の排出量と削減目標

資料６　施設別の状況と部門ごとの削減目標

No.	部門	所管課	施設名称	所在地
1	庁舎等	政策広報課	いび川放送通信センター	上南方　横道下 165-10
2			揖斐川町情報バリアフリー・テレワークセンター	谷汲名札　山後 264-22
3		財政課	久瀬振興事務所	東津汲　小寺 808
4			坂内振興事務所	坂内広瀬　金堀 924--他
5			春日振興事務所	春日六合　高橋西 3080
6			谷汲振興事務所	谷汲名札　山後 265-43
7			藤橋振興事務所	西横山　橋場 410-5
8			揖斐川町役場(防災センター兼揖斐川町役場)	三輪　下杏ノ木 133
9	交通機関	政策広報課	コミュニティバス	
10	農林観光施設	財政課	（旧）谷汲観光資料館	谷汲徳積
11		ダム対策室	徳山会館	開田　高 280-1
12		水源地域ビジョン推進課	ふじはし星の家	鶴見　上平 639
13			森林生態学習舎	東杉原　谷向 113
14			水と森の学習館	鶴見下平653-1
15			藤橋城及び周辺施設	鶴見　上平 332-1
16		農林振興課	ワンダ農園	西横山　大平 1481-3-他
17			坂内ライスセンター	坂内広瀬　沖ノ島 422
18			農林産物処理加工施設	坂内坂本　品又 2167-3
19			粕川ふれあい市場生産物直売施設	脛永　北舟入西 3-3-地先
20			木曽屋地区農林水産物直売施設	谷汲木曽屋　平成 532
21		商工観光課	坂内バイクランドセンターハウス	坂内川上　黒又 994-3
22			情報ステーション坂内	坂内広瀬　南川尻 77
23			谷汲昆虫館	谷汲徳積　大正新田 1412-1
24			道の駅夢さんさん谷汲	谷汲名札　尾洞 1766-27
25			道の駅夜叉ヶ池の里さかうち	坂内広瀬　中洞 306
26			揖斐高原スキー場	坂内坂本　品又 2187-1
27			揖斐川町観光プラザ	谷汲徳積　鐘鋳場 175-4
28			いび川温泉藤橋の湯	東横山　下山 207
29			貝月森林総合利用施設（貝月リゾート）	日坂　貝月 1509-15
30			久瀬温泉施設	日坂　中栃江 224-1
31			月夜谷ふれあいの里総合利用施設	小津　居所 987-1-他
32			高齢者木工加工活動施設	東横山　下平 250
33			春日観光案内所兼農林産物直売所	春日六合　高橋西 3068-1
34			春日特産開発施設	春日六合　高橋西 3075-1
35			星のふるさと藤橋	東横山　下平183-1
36			地域医療複合センターかすがモリモリ村	春日六合　向山 3429
37			藤橋温泉設備	西横山　須賀 1073-1
38			道の駅星のふる里藤橋	東横山　下平 264-1
39			特用林産物生産施設	東横山　下平 174-4
40			農林水産物処理加工施設	東横山　下平 191-2
41			そば処鉄領峠	東横山　下平　198
42			谷汲緑地公園	谷汲名礼　尾洞　1758－4

R2 実績値							R8 削減目標						
ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	炭	電気	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	炭	電気
L	L	L	L	kg	kg	kWh	%	%	%	%	%	%	%
395	0	0	0	24	0	173,000							
0	0	0	0	0	0	2,736							
2,834	0	0	0	54	0	64,384							
2,230	17	963	2,000	1,240	0	141,630							
1,675	168	1,777	8,000	23	0	48,515	6.5	0.1	0.0	0.1	1.1	0.0	26.1
2,209	0	16,271	0	44	0	118,828							
2,943	149	4,620	0	31	0	25,678							
16,888	1,058	0	0	16,677	0	362,071							
53,481	34,720	0	0	0	0	0	-6.2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0	0	0	0	0	0	886							
177	0	0	0	390	0	316							
354	0	0	0	31	0	211							
0	0	0	0	0	0	432							
402	0	123	0	0	0	2,355							
296	0	3,800	0	18	0	71,310							
248	0	0	0	0	0	13,037							
340	345	1,611	0	0	0	4,610							
0	0	0	0	0	0	0							
0	0	0	0	0	0	9,918							
0	0	0	0	0	0	569							
0	0	0	0	981	0	4,490							
0	0	0	0	0	0	0							
0	0	180	0	0	0	16,200							
0	0	0	0	2,521	0	77,604							
0	0	11,026	0	2,250	0	96,486							
貝月森林総合利用施設に含む							15.6	0.3	0.1	0.0	1.4	0.0	23.4
0	0	0	0	0	0	7,532							
0	0	111,800	0	10,108	0	490,363							
781	215	8,943	0	87	0	10,685							
0	0	72,948	0	0	0	14,387							
294	0	0	0	667	0	74,275							
道の駅星のふるさと藤橋に含む													
0	0	10	0	1	0	997							
0	0	227	0	852	0	38,925							
道の駅星のふるさと藤橋に含む													
1,277	76	69,687	0	529	0	0							
0	0	0	0	0	0	51,022							
944	45	460	0	5,339	0	875,319							
道の駅星のふるさと藤橋に含む													
道の駅星のふるさと藤橋に含む													
―	―	―	―	―	―	―							
0	0	0	0	0	0	0							

No.	部門	所管課	施設名称	所在地
43	廃棄物処理施設等	住民生活課	いびがわエコドーム	小島　古流起返地 291-5
44			いびがわクリーンセンター	上ミ野　見取 533-4
45			久瀬リサイクルセンター	西津汲　庭露 1443-2
46			坂内リサイクルセンター	坂内広瀬　沖ノ島 412他
47			坂内火葬場	坂内広瀬　上ヶ瀬 126-1
48			春日廃棄物処理場	春日川合　本街道 1783
49			藤橋不燃物処理場	西横山　大賀 1271
50	福祉施設	健康福祉課	春日高齢者コミュニティセンター	春日三束2675-2
51			ふれあいホームいずみの家	三輪　中籠橋 373
52			揖斐川町福祉作業所いずみ	三輪　北新町 1347-1
53			坂内デイサービスセンター	坂内広瀬　中洞 310-3-他
54			谷汲高齢者ふれあいドーム	谷汲深坂　志蔵毛 2856
55			谷汲老人デイ・サービスセンター	谷汲岐礼　伊野 219-1
56			谷汲老人生きがいドーム	谷汲岐礼　伊野 219-1
57			藤橋高齢者コミュニティーセンター	東横山　上平942
58			揖斐川尚和園（養護老人ホーム）	清水　後川 77
59			揖斐部北西部地域医療センター山びこの郷	東津汲　小寺 877-1
60		子育て支援課	揖斐川町福祉総合支援センター	上南方　松原 193
61			いび幼児園	三輪　北新田 1388
62			おじま幼児園	小島　塔寺海道 548-1-他
63			かすが幼児園	春日小宮神　村之内 1071
64			きよみず幼児園	清水　兵庫野 1176-1
65			くぜ幼児園	西津汲７１０－１
66			たにぐみ幼児園	谷汲名礼１２４７－１
67			やまと・きたがた幼児園	房島　宮前　124
68	病院等	健康福祉課	久瀬診療所	東津汲　小寺 974-1
69			坂内国保診療所	坂内広瀬　中洞 316
70			春日診療所美束出張所	春日美束　種本街道 1193
71			谷汲中央診療所	谷汲名札　山後 246-7
72			谷汲保健センター	谷汲名札　山後 265-69
73			藤橋国保診療所	東横山　村内 644-10
74			揖斐川保健センター	上南方　横道下 165-1

R2 実績値							R8 削減目標						
ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	炭	電気	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	炭	電気
L	L	L	L	kg	kg	kWh	%	%	%	%	%	%	%
0	0	0	0	0	0	2,903							
0	1,044	164	0	0	0	6,526							
0	0	0	0	0	0	817							
0	0	38	0	0	0	280	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	23.5
0	0	980	0	0	0	2,235							
0	3,121	0	0	0	0	121							
0	0	0	0	0	0	531							
0	0	0	0	0	0	1,723							
0	0	0	0	7	0	586							
3,163	1,975	0	0	57	0	29,357							
706	1,196	10,870	0	1,280	0	0							
0	0	0	0	0	0	407							
2,738	2,877	0	0	3,855	0	41,923							
0	0	0	0	0	0	0							
0	0	0	0	12	0	1,620							
147	0	0	0	5,490	0	184,936							
3,321	4,258	561	54,000	11,844	0	459,852	38.0	0.2	0.4	0.2	0.8	0.0	28.4
0	0	846	0	0	0	40,162							
0	0	0	0	254	0	34,271							
0	0	0	0	170	0	40,413							
1,046	0	0	0	56	0	13,804							
0	0	0	0	0	0	0							
0	0	0	0	206	0	22,276							
0	2,921	0	0	171	0	29,557							
0	0	0	0	187	0	47,619							
2,171	0	0	0	15,367	0	144,420							
181	0	0	0	0	0	27,461							
627	0	100	0	0	0	919							
467	0	9,731	0	0	0	58,003	30.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	27.7
0	0	0	1,750	2	0	11,601							
0	0	100	0	12	0	13,120							
610	0	330	4,500	13	0	31,654							

No.	部門	所管課	施設名称	所在地
75	上下水道施設	上下水道課	乙原簡易水道浄水施設	乙原　孛和平 1047-2
76			外津汲簡易水道浄水施設	外津汲　社宮神洞 1287-1
77			樫原飲料水供給浄水施設	樫原　嘉所加 111-3
78			古屋・初若専用水道浄水場	春日川合　岩ヶ平 3326-2
79			黒津簡易水道浄水施設	坂内広瀬　見々木 738-1
80			三倉簡易水道浄水施設	三倉　平 411-2
81			市場簡易水道	市場　舞台 86-1
82			春日簡易水道浄水場	春日美束　淀回 3922
83			諸家簡易水道浄水施設	坂内坂本　池之谷 1909
84			小津簡易水道浄水施設	小津　高地川東 2382-1
85			神原簡易水道	谷汲神原　平岩 1651-2
86			西横山簡易水道	西横山　ケラ洞 783-2
87			西津汲簡易水道浄水施設	西津汲　飯盛山 17
88			川上簡易水道浄水施設	坂内川上　宮ノ＊ 1512-1
89			大和簡易水道	房島　鐘鋳場 241-1
90			谷汲簡易水道	谷汲徳積　西磧 1324-40
91			谷汲北部簡易水道	谷汲高科　美ヶ谷 802-112
92			長瀬簡易水道	谷汲長瀬　井ノ口 937-2
93			東杉原簡易水道	東杉原　谷向 196
94			東津汲簡易水道浄水施設	東津汲　寺産 1480
95			南部簡易水道	谷汲深坂　未福 2855-3
96			日坂簡易水道浄水施設	日坂　東之平 348-3
97			名礼簡易水道	谷汲名礼　林ノ海道 1591-1
98			木曽屋簡易水道	谷汲木曽屋　神明裏 1001-6
99			揖斐川町上水道	北方　松尾 2208
100			有鳥専用水道	谷汲有鳥　北出 83-1
101			脛永簡易水道	脛永　五反田 2742
102			横山地区農業集落排水処理施設	西横山　横平 1258
103			沖野地区農業集落排水処理施設	谷汲岐礼　沖野 1059-1
104			岐礼・高科地区農業集落排水処理施設	谷汲岐礼　下河原 305-1
105			広瀬・坂本農業集落排水処理施設	坂内坂本　尾又 3978-5-他
106			春日地区農業集落排水施設	春日六合　赤目平 3519-他
107			諸家農業集落排水処理施設	坂内坂本　下諸家 1177-1-他
108			神原地区農業集落排水施設	谷汲神原　谷口 336-1
109			清水農業集落排水処理施設	清水　糠吹 594
110			赤石地区農業集落排水処理施設	谷汲長瀬　木ノ下 2301-2
111			川上農業集落排水処理施設	坂内川上　中山 1661-1
112			大洞・深坂地区農業集落排水施設	谷汲深坂　腰巻 1092-4
113			徳積・長瀬農業集落排水処理施設	谷汲長瀬　高河原1698
114			美束地区農業集落排水処理場	春日美束　白川 5566-3
115			北和地区農業集落排水処理施設	上南方　松之木303
116			堀、野中農業集落排水処理施設	小島　野中 830-4
117			名礼地区農業集落排水処理施設	谷汲深坂　大坪 2802
118			木曽屋地区農業集落排水処理施設	谷汲木曽屋　松葉 1032
119			揖斐川資源再生センター	坂内坂本2167-3
120			脛永浄化センター	脛永　浜下東3379
121			揖斐川右岸地区農業集落排水処理施設	上東野　海道前 197
122			揖斐浄化センター	三輪　下野村 2337－1

R2 実績値							R8 削減目標						
ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	炭	電気	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	炭	電気
L	L	L	L	kg	kg	kWh	%	%	%	%	%	%	%
0	0	0	0	0	0	10,293							
0	0	0	0	0	0	10,406							
0	0	0	0	0	0	4,128							
0	0	0	0	0	0	7,764							
0	0	0	0	0	0	51,294							
0	0	0	0	0	0	23,446							
0	0	0	0	0	0	93,406							
0	0	0	0	0	0	99,715							
0	0	0	0	0	0	14,126							
0	0	0	0	0	0	834							
0	0	0	0	0	0	1,282							
0	0	0	0	0	0	24,883							
0	0	0	0	0	0	4,814							
0	0	0	0	0	0	26,586							
0	0	0	0	0	0	282,231							
0	0	0	0	0	0	81,364							
0	0	0	0	0	0	31,670							
0	0	0	0	0	0	25,032							
0	0	0	0	0	0	25,796							
0	0	0	0	0	0	2,130							
0	0	0	0	0	0	79,203							
0	0	0	0	0	0	3,634							
0	0	0	0	0	0	18,579							
0	0	0	0	0	0	7,544							
0	0	0	0	0	0	1,463,487	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.4
0	0	0	0	0	0	3,395							
0	0	0	0	0	0	146,186							
0	0	0	0	0	0	100,686							
0	0	0	0	0	0	14,645							
0	0	0	0	0	0	26,988							
0	0	0	0	0	0	80,031							
0	0	0	0	0	0	183,459							
0	0	0	0	0	0	10,277							
0	0	0	0	0	0	82,745							
0	0	0	0	0	0	236,903							
0	0	0	0	0	0	18,437							
0	0	0	0	0	0	14,892							
0	0	0	0	0	0	70,342							
0	0	0	0	0	0	171,867							
0	0	0	0	0	0	18,816							
0	0	0	0	0	0	281,234							
0	0	0	0	0	0	54,800							
0	0	0	0	0	0	172,093							
0	0	0	0	0	0	21,353							
0	0	0	0	0	0	130,117							
0	0	0	0	0	0	100,510							
0	0	0	0	0	0	194,980							
0	0	0	0	0	0	93,803							

No.	部門	所管課	施設名称	所在地
123	教育機関	学校教育課	久瀬中学校	西津汲　宮山 481-3-他
124			坂内小中学校	坂内広瀬　中洞 351
125			春日小学校	春日川合　村之内南平 1677-2
126			春日中学校	春日六合　高橋西 3098
127			小島小学校	小島　濱来塚139
128			清水小学校	清水　村之内 1527
129			大和小学校	房島　大町 560
130			谷汲小学校	谷汲深坂　輪ノ内 1242-11
131			谷汲中学校	谷汲名札　丸山 244-13
132			北方小学校	北方　西平 1363-4
133			北和中学校	北方　多良海道 1891-2
134			揖斐小学校	三輪　北新町 1332-1
135			揖斐川中学校	和田　毘沙門 412
136		給食センター	揖斐川町給食センター	上南方東の山1973-1
137	社会教育施設	農林振興課	三倉特産品加工・文化伝承施設	三倉　頭門 165-2
138			春日基幹集落センター	春日六合　高橋西 3082-1
139		社会教育課	揖斐公民館	揖斐川町三輪443
140			久瀬公正地区公民館	乙原　麻壁 291
141			久瀬公民館	西津汲　西武良 711
142			久瀬小津公民館	小津　月尾川南 836-2
143			久瀬日坂公民館	日坂　北尾佐　1267-2
144			坂内交流センター	坂内広瀬　田ノ尻 166-2
145			春日公民館	春日小宮神　村之内 991
146			谷汲サンサンホール	谷汲名札　山後 264-22
147			谷汲文化会館	谷汲名札　山後 265-43
148			長者の里	春日美束　長者平 1902-125-他
149			藤橋公民館	西横山　橋場 408-1
150			揖斐川図書館	上南方　森本 15-1
151			揖斐川町小島コミュニティセンター	小島　寶来塚 139
152			揖斐川町清水公民館	清水　村之内 1542-1-他
153			揖斐川町大和公民館	房島　大町 397
154			揖斐川町北方公民館	北方　西平 1365-17
155			揖斐川町脛永公民館	脛永　徳丸 597-1
156			坂内民俗資料館	坂内川上　地蔵平 873
157			春日森の文化博物館	春日美束　長者平 1902-183-他
158			春日民俗資料館	春日六合　下山 1425-1
159			森の染織工房	春日美束　長者平 1902-112-他
160			揖斐川歴史民俗資料館	上南方　大谷 901-5
161			揖斐川町地域交流センター「はなもも」	上南方　森本　27-7
162			谷汲スポーツセンター	谷汲名札　中村 141
163			揖斐川健康広場	上南方　大谷 853-49

R2 実績値							R8 削減目標						
ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	炭	電気	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	炭	電気
L	L	L	L	kg	kg	kWh	%	%	%	%	%	%	%
0	0	0	0	0	0	3,728							
2	0	1,260	0	650	0	79,270							
0	0	3,309	0	295	0	38,360							
0	0	0	0	0	0	3,714							
32	0	0	0	1,778	0	101,043							
20	0	0	0	122	0	68,709							
5	0	40	0	140	0	89,770							
18	0	0	0	941	0	89,818	24.0	0.1	0.2	0.0	0.2	0.0	26.5
9	0	1,096	0	70	0	61,817							
69	0	0	0	151	0	83,684							
20	0	178	0	398	0	103,733							
0	0	0	0	195	0	125,843							
0	0	0	0	1,170	0	163,800							
1,328	6,960	0	0	0	0	968,793							
0	0	0	0	29	0	8,087							
0	0	0	0	15	0	0							
0	0	20	0	4	0	34,501							
0	0	305	0	0	0	6,005							
0	0	1,000	0	2	0	17,230							
0	0	0	0	0	0	15,388							
0	0	150	0	2	0	9,330							
0	0	0	0	0	0	45,096							
0	0	60	0	0	0	910							
0	0	1,355	0	0	0	86,473							
0	0	振興事務所と一緒	0	振興事務所と一緒	0	振興事務所と一緒							
29	0	0	0	5	0	7,886							
0	0	918	0	13	0	4,037							
0	0	0	0	91	0	56,095	38.1	0.0	0.1	0.0	1.3	0.0	24.2
0	0	20	0	3	0	9,082							
0	0	20	0	1	0	17,668							
0	0	60	0	3	0	11,025							
0	0	20	0	78	0	17,175							
0	0	20	0	2	0	11,971							
0	0	0	0	0	0	207							
0	0	372	0	0	0	11,021							
0	0	0	0	0	0	0							
0	0	0	0	0	0	0							
0	0	0	0	0	0	0							
0	0	0	0	4,471	0	115,404							
0	0	25	0	1	0	32,381							
378	70	2,000	0	25	0	188,489							

資料７　温室効果ガス排出削減に関する取り組み状況

項目			取り組み内容	施設数		
				適切に実施できた	一部実施できた	実施していない
日常業務		空 調	空調設定温度・湿度の適正化	77	42	0
			使用されていない部屋の空調停止	95	23	0
			換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化	65	49	3
		給排水・給湯	冬季以外の給湯供給期間の短縮	56	46	6
		照 明	照明を利用していない場所・時間帯におけるこまめな消灯	124	22	0
		事務機器	使用しない時間帯における電源 OFF	89	27	0
		公用車	エコドライブの推進	39	17	3
設備機器	保守・管理	熱 源	密閉式冷却塔熱交換器（クーリングタワー）のスケール除去	11	13	16
			冷却塔充てん剤の清掃	11	13	16
		空 調	温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃	44	49	14
		照 明	照明器具の定期的な保守及び点検	57	39	50
	運用改善	熱 源	冷温水出口温度、冷温水ポンプの冷温水流量の適正化	17	42	17
			熱源機の運転圧力、ブロー量の適正化	19	41	16
			熱源機の停止時間の電源遮断	19	40	18
		空 調	ウォーミングアップ時の外気取入停止	27	26	49
			空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化	62	29	22
			冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止	36	37	32
			除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止	16	27	47
		給排水・給湯	給排水ポンプの流量・圧力の適正化	31	27	32
			給湯温度・循環水量の適正化	33	27	37
	設備・機器の導入・更新	熱源	エネルギー消費効率の高い熱源機への更新	8	0	83
			経年劣化等により効率が低下したポンプの更新	16	0	57
			ヒートポンプシステムの導入	7	0	70
			ポンプ台数制御システムの導入	1	0	73
			ポンプの可変流量制御システムの導入	1	0	72
			熱源機の台数制御システムの導入	1	0	72
			大温度差送風・送水システムの導入	0	0	73
			配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化	16	0	76

項目			取り組み内容	施設数		
				適切に実施できた	一部実施できた	実施していない
設備機器	設備・機器の導入・更新	空調	空調対象範囲の細分化	38	0	55
			可変風量制御方式の導入	3	0	82
			ファンへの省エネベルトの導入	6	0	81
			エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新	7	0	87
			全熱交換器の導入	3	0	85
			スケジュール運転・断続運転制御システムの導入	2	0	83
		受変電	エネルギー損失の少ない変圧器への更新	4	0	89
			デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）	6	0	85
		照明	高周波点灯形（Hf）蛍光灯への更新	8	1	119
			照明対象範囲の細分化	36	0	93
			初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新	5	0	125
			人感センサーの導入	11	1	110
			高効率ランプへの更新	7	0	123
			LED 照明への更新	16	0	108
		建物	高断熱ガラス・二重サッシの導入	10	0	116
再生可能エネルギー		再生可能エネルギーの導入	太陽光・太陽熱の導入	2	0	121
			風力の導入	0	0	122
			小水力の導入	0	0	122
			バイオマスの導入	2	0	120
その他		電気事業者の選択	電気事業者の選択により排出係数を改善	5	0	123
		エネルギー転換	二酸化炭素排出量の少ないエネルギーへの転換	0	0	127
		省エネ効果を再投資する仕組みの構築	省エネルギー・省資源対策による光熱水費等の削減額の一部を設備・機器の改修・更新に再投資する仕組みを導入	0	0	127
		グリーン購入の促進	環境物品等及びその調達目標を定めた方針を策定し、グリーン購入を実施	0	0	125
		環境配慮契約の促進	電気や自動車等の温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類を定めた方針を策定し、環境配慮契約を実施	0	0	129

省エネ・節電チェックシート　夏期：事務所編

使い方　日付（曜日）を記入し、実行した項目を〇や✓でチェックしてください。1週間分ご記入いただけます。

空調　担当者名（　　）		日付（曜日）						
		/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）
1	冷房温度の変更							
2	空調機スイッチに空調範囲を表示							
3	部屋・場所に応じた温度設定							
4	空室・不在時等の空調停止							
5	温度計等による室温の把握と調整							
6	外気取入れ量の適正化							
7	分散起動							
8	空調フィルターの清掃							
9	室外機周辺の障害物の除去							
10	室外機の直射日光対策							
11	室外機、室内機のメンテナンス							
12	冷水出口温度設定値の変更（セントラル）							
13	冷温水、冷却水ポンプの制御性検討							
14	中央熱源機器等の定期点検の実施							
15	換気フィルターの清掃・点検							

照明　担当者名（　　）		日付（曜日）						
		/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）
1	執務室エリア等の照明を間引き							
2	空室・不在等のこまめな消灯							
3	昼休み時間の消灯							
4	照明スイッチに点灯範囲を表示							
5	採光を利用した消灯							
6	外光等の点灯時間の季節別管理							
7	ランプ等の定期的な清掃・交換							

コンセント　担当者名（　　）		日付（曜日）						
		/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）
1	事務用機器を省エネモードに設定							
2	事務用機器を業務終了後に停止							
3	個人用端末の不使用離席時の停止							
4	温水洗浄便座の節電							

給湯・衛生　担当者名（　　）		日付（曜日）						
		/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）
1	手洗い用の台下温水ヒータの停止							
2	給湯・給茶器の稼動時間を制限							
3	各種節水							

一般動力・その他　担当者名（　　）		日付（曜日）						
		/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）
1	エレベータ、エスカレータの一部停止							
2	自動販売機の冷却停止時間の延長							
3	日射対策の実施							
4	冷気の流出防止							

省エネ・節電チェックシート　夏期：事務所編

使い方　日付（曜日）を記入し、実行した項目を〇や✓でチェックしてください。1週間分ご記入いただけます。

	空調　担当者名（　）	日付（曜日）						
		/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）
1	冷房温度の変更							
2	空調機スイッチに空調範囲を表示							
3	部屋・場所に応じた温度設定							
4	空室・不在時等の空調停止							
5	温度計等による室温の把握と調整							
6	外気取入れ量の適正化							
7	分散起動							
8	空調フィルターの清掃							
9	室外機周辺の障害物の除去							
10	室外機の直射日光対策							
11	室外機、室内機のメンテナンス							
12	冷水出口温度設定値の変更（セントラル）							
13	冷温水、冷却水ポンプの制御性検討							
14	中央熱源機器等の定期点検の実施							
15	換気フィルターの清掃・点検							

	照明　担当者名（　）	日付（曜日）						
		/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）
1	執務室エリア等の照明を間引き							
2	空室・不在等のこまめな消灯							
3	昼休み時間の消灯							
4	照明スイッチに点灯範囲を表示							
5	採光を利用した消灯							
6	外光等の点灯時間の季節別管理							
7	ランプ等の定期的な清掃・交換							

	コンセント　担当者名（　）	日付（曜日）						
		/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）
1	事務用機器を省エネモードに設定							
2	事務用機器を業務終了後に停止							
3	個人用端末の不使用離席時の停止							
4	温水洗浄便座の節電							

	給湯・衛生　担当者名（　）	日付（曜日）						
		/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）
1	手洗い用の台下温水ヒータの停止							
2	給湯・給茶器の稼動時間を制限							
3	各種節水							

	一般動力・その他　担当者名（　）	日付（曜日）						
		/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）	/（ ）
1	エレベータ、エスカレータの一部停止							
2	自動販売機の冷却停止時間の延長							
3	日射対策の実施							
4	冷気の流出防止							

省エネ・節電チェックシート　冬期：事務所編

使い方　日付（曜日）を記入し、実行した項目を○や✓でチェックしてください。1週間分ご記入いただけます。

空調　担当者名（　　）		日付（曜日） / ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
1	暖房温度の変更							
2	空調機スイッチに空調範囲を表示							
3	部屋・場所に応じた温度設定							
4	空室・不在時等の空調停止							
5	温度計等による室温の把握と調整							
6	外気取入れ量の適正化							
7	予熱時の外気導入の停止							
8	残熱利用による運転時間の短縮							
9	分散起動							
10	湿度管理の適正化							
11	事務室の扇風機、サーキュレータの活用							
12	冬期における外気冷房の実施							
13	空調フィルターの清掃							
14	室外機周辺の障害物の除去							
15	室外機周辺の日射遮蔽物の除去							
16	室外機、室内機のメンテナンス							
17	温水出口温度設定値の変更（セントラル）							
18	冷却水温度設定値の変更							
19	冷温水、冷却水ポンプの制御性検討							
20	中央熱源器等の定期点検の実施							
21	換気フィルターの清掃・点検							

照明　担当者名（　　）		日付（曜日） / ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
1	執務室エリア等の照明の間引き							
2	空室・不在時のこまめな消灯							
3	昼休み時間の消灯							
4	照明スイッチに点灯範囲を表示							
5	採光を利用した消灯							
6	外光等の点灯時間の季節別管理							
7	ランプ等の定期的な清掃・交換							

コンセント　担当者名（　　）		日付（曜日） / ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
1	事務用機器を省エネモードに設定							
2	事務用機器を業務終了後に停止							
3	個人用端末の不使用離席時の停止							
4	温水洗浄便座の節電							
5	ハロゲンヒーター等の個人使用機器の抑制							

給湯・衛生　担当者名（　　）		日付（曜日） / ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
1	手洗い用の台下温水ヒータの停止							
2	給湯・給茶器の稼動時間を制限							
3	各種節水							

一般動力・その他　担当者名（　　）		日付（曜日） / ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
1	エレベータ、エスカレータの一部停止							
2	自動販売機の冷却停止時間の延長							
3	窓の断熱対策							
4	暖気の漏れ防止							

省エネ・節電チェックシート　夏期：学校編

使い方　日付（曜日）を記入し、実行した項目を〇や✓でチェックしてください。1週間分ご記入いただけます。

	空調　担当者名（　　）	日付（曜日） / ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
1	職員室・教室の冷房温度の変更							
2	空調機スイッチに空調範囲を表示							
3	特別教室（音楽室・コンピューター室）の連続利用							
4	使用していないエリア（教室・特別室）の空調停止							
5	温度計等による室温の把握と調整							
6	外気取入れ量の適正化							
7	分散起動							
8	教室・職員室・特別教室のナイトパージ							
9	空調フィルターの清掃							
10	室外機周辺の障害物の除去							
11	室外機の直射日光対策							
12	室外機、室内機のメンテナンス							
13	冷水出口温度設定値の変更（セントラル）							
14	冷温水、冷却水ポンプの制御性検討							
15	中央熱源器等の定期点検の実施							
16	換気フィルターの清掃・点検							

	照明　担当者名（　　）	日付（曜日） / ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
1	教室・職員室・廊下の照明を間引き							
2	教室・職員室の空室、不在時のこまめな消灯							
3	教室・職員室の昼休み時間の消灯							
4	照明スイッチに点灯範囲を表示							
5	採光を利用した消灯							
6	外光等の点灯時間の季節別管理							
7	ランプ等の定期的な清掃・交換							
8	体育館の照明を間引き							

	冷凍・冷蔵・厨房　担当者名（　　）	日付（曜日） / ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
1	待機電力のカット							
2	冷蔵庫の効率低下抑制							
3	業務用冷蔵庫のドア開閉時間の低減							
4	業務用冷蔵庫の冷気流出防止ビニールカーテンの設置							
5	業務用冷凍・冷蔵庫の稼働台数の限定							
6	調理器の温度設定見直し							
7	食器洗浄機の使用・熱風保管庫の使用時間帯のシフト等の実施							

	コンセント　担当者名（　　）	日付（曜日） / ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
1	事務用機器を省エネモードに設定							
2	事務用機器を業務終了後に停止							
3	教員の個人用端末の不使用離席時の停止							

	給湯・衛生　担当者名（　　）	日付（曜日） / ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
1	各種節水							

	一般動力・その他　担当者名（　　）	日付（曜日） / ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
1	自動販売機の冷却停止時間の延長							
2	日射対策（ひさし・すだれ・緑のカーテン等）の活用							
3	冷気の流出防止							

省エネ・節電チェックシート　冬期：学校編

使い方　日付（曜日）を記入し、実行した項目を〇や✓でチェックしてください。1週間分ご記入いただけます。

空調　担当者名（　　）		日付（曜日）						
		/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）
1	職員室・教室の暖房温度の変更							
2	空調機スイッチに空調範囲を表示							
3	特別教室（音楽室・コンピューター室）の連続利用							
4	使用していないエリア（教室・特別室）の空調停止							
5	温度計等による室温の把握と調整							
6	外気取入れ量の適正化							
7	予熱時の外気導入の停止							
8	残熱利用による運転時間の短縮							
9	分散起動							
10	湿度管理の適正化							
11	教室、職員室、特別教室の扇風機、サーキュレータの活用							
12	冬期における外気冷房の実施							
13	空調フィルターの清掃							
14	室外機周辺の障害物の除去							
15	室外機周辺の日射遮蔽物の除去							
16	室外機、室内機のメンテナンス							
17	温水出口温度設定値の変更（セントラル）							
18	冷却水温度設定値の変更							
19	冷温水、冷却水ポンプの制御性検討							
20	中央熱源器等の定期点検の実施							
21	換気フィルターの清掃・点検							

一般動力・その他　担当者名（　　）		日付（曜日）						
		/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）
1	自動販売機の冷却停止時間の延長							
2	窓の断熱対策							
3	暖気の漏れ防止							

照明　担当者名（　　）		日付（曜日）						
		/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）
1	教室・職員室・廊下の照明を間引き							
2	教室・職員室の空室、不在時のこまめな消灯							
3	教室・職員室の昼休み時間の消灯							
4	照明スイッチに点灯範囲を表示							
5	採光を利用した消灯							
6	外光等の点灯時間の季節別管理							
7	ランプ等の定期的な清掃・交換							
8	体育館の照明を間引き							

冷凍・冷蔵・厨房　担当者名（　　）		日付（曜日）						
		/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）
1	待機電力のカット							
2	冷蔵庫の効率低下抑制							
3	業務用冷蔵庫のドア開閉時間の低減							
4	業務用冷蔵庫の冷気流出防止ビニールカーテンの設置							
5	業務用冷凍・冷蔵庫の稼働台数の限定							
6	調理器の温度設定見直し							
7	食器洗浄機の使用・熱風保管庫の使用時間帯のシフト等の実施							

コンセント　担当者名（　　）		日付（曜日）						
		/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）
1	事務用機器を省エネモードに設定							
2	事務用機器を業務終了後に停止							
3	教員の個人用端末の不使用離席時の停止							

給湯・衛生　担当者名（　　）		日付（曜日）						
		/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）	/（　）
1	各種節水							

資料９　用語解説

英数字

ＺＥＢ

エネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

あ行

安定化

大気中の二酸化炭素濃度をあるレベルで保つこと。IPCC の報告書によれば、二酸化炭素の大気中濃度を現在のレベルに安定化するためには、世界の排出量を直ちに 50%以上削減する必要があるとしている。

一酸化二窒素

京都議定書の対象ガスの一つ。物の燃焼や窒素肥料の施肥などが発生原因である。

エネルギー原単位

エネルギー効率を表す値。製品一単位を生産するのに必要なエネルギーの量等。

エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。急発進をしない、加減速の少ない運転、アイドリングストップ、タイヤの空気圧の適正化など。

温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。地球温暖化対策の推進に関する法律」（令和 3(2021)年 6 月改定）では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほかハイドロフルオロカーボン（HFC）類、パーフルオロカーボン（PFC）類、六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化窒素（NF_3）も定められている。

か行

化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどのエネルギー源。燃焼により二酸化炭素を発生し、地球温暖化の主要な原因物質。

緩和措置

地球温暖化の影響を緩和するための措置。たとえばエネルギーの効率的な利用、省エネルギー対策、二酸化炭素の回収や蓄積、森林など二酸化炭素を吸収するもの（吸収源）を増やすことなど。

カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

気候変動

全球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。

気候変動適応センター

地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報基盤を強化するとともに区域内の事業者や住民等への情報提供を通して地域の取組を推進していく拠点として、気候変動適応法第 13 条によって確保するよう努めることとされている。

気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）

UNEP（国連環境計画）と WMO（世界気象機関）によって 1988 年 11 月に設置された政府間組織。

各国の研究者の協力の下、地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。1990 年に第 1 次評価報告書、1995 年に第 2 次評価報告書、2001 年に第 3 次評価報告書、2007 年に第 4 次評価報告書をまとめ、2013 年に第 5 次評価報告書、2021 年に第 6 次評価報告書が発表された。

気候変動に関する国際連合枠組条約

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めている。1994 年 3 月発効。

気候変動枠組条約締約国会議（ＣＯＰ）

気候変動枠組条約の締約国による会議。1995 年ドイツのベルリンで第 1 回締約国会議（COP1）が開催されて以来、毎年開催されている。1997 年京都で開催された COP3 では各国の温室効果ガスの削減目標を規定した京都議定書が決議された。

基準年

温室効果ガスの削減に関し、基準となる年。京都議定書では基準年を原則的に 1990 年としている。ただし、HFC 類、PFC 類、SF6 については 1995 年を基準年とすることができるとしている。

京都議定書

1997 年 12 月京都で開催された COP3 で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進各国は 2008 年～12 年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本 6%、アメリカ 7%、EU8%など）を約束した。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

コジェネレーション

発電に際し、電力に併せ同時に得られる熱も有効利用する方式。コジェネレーションにより、熱効率が改善し、二酸化炭素の排出削減につながる。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど通常エネルギー源枯渇の心配がない自然エネルギーのこと。ダムなどの建設を伴わない小規模の水力発電も再生可能エネルギーに含まれる

三フッ化窒素

人工的な温室効果ガスであるが、排出量が少ないため、京都議定書で定められた温室効果ガスには含まれていない。100 年間の GWP は、二酸化炭素の 17,200 倍。

次世代自動車

電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車等の環境負荷の低い

自動車。

小規模水力発電

自然環境を改変するダムなどの大規模な工事を伴わない水力発電の方式。再生可能エネルギーの一つ。

水素エネルギー

様々な資源から作ることができ、エネルギーとして利用しても CO_2 を排出しない次世代エネルギーのひとつ。

た行

太陽光発電

光を受けると電流を発生する半導体素子を利用し、太陽光エネルギーを直接電力に変換するシステム。

脱炭素社会

温室効果ガスの排出が実質ゼロとなっている社会のこと。

地球温暖化係数（GWP）

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの各種の温室効果ガス毎に定められる、温室効果の程度を示す値。温室効果を見積もる期間の長さによって変わる。100 年間の GWP で比較して、メタンは二酸化炭素の約 20 倍、亜酸化窒素は約 310 倍、フロン類は数百～数千倍となる。

地球温暖化防止活動推進センター

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置が定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織。全国に一箇所および都道府県又は指定都市等に一箇所を指定することが定められている。

適応措置

地球温暖化の影響に対応するための措置。たとえば、海面上昇に対処するために堤防を築くことなどの防止策。

は行

排出量取引

京都議定書に定められた各国の排出削減目標を達成するため、先進国間で排出量を売買する制度。国内の温室効果ガス削減努力に対し、補完的手段として認められた柔軟性措置の一つ。

ハイドロフルオロカーボン類

オゾン層を破壊しないことから、CFCs や HCFCs の規制に対応した代替物質として 1991 年頃から使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。HFCs は自然界には存在しない温室効果ガスで、100 年間の GWP は、二酸化炭素の数百～11,700 倍と大きい。1997 年に採択された京都議定書には削減対象の温室効果ガスの一つに加えられた。

バイオマス

エネルギー源として活用が可能な木製品廃材やし尿などの有機物のこと。再生可能エネルギーの一つ。発酵させ発生するメタンガスを燃料として利用することもある。

パーフルオロカーボン類

1980 年代から、半導体のエッチングガスとして使用されている化学物質で、人工的温室効果ガス。HFCs ほどの使用量には達しないものの、CFCs の規制とともに、最近、使用料が急増している。100 年間の GWP は、二酸化炭素の 6,500～9,200 倍。京都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つとされた。

パリ協定

2015 年 12 月、パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、全ての国が参加する新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、翌 2016 年に発効した。パリ協定では、温室効果ガス排出削減（緩和）の長期目標として、気温上昇を 2℃より十分下方に抑える（2℃目標）とともに 1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることが盛り込まれた。

ヒートアイランド現象

都市部には人口が集中しており、排熱源が多く、コンクリートやアスファルトを使った建物や道路が増える一方、緑が減ることなどによって、都市部の気温は周辺部より高くなっている。等温線を引くと、 都心部を中心とした島のようになり熱の島のようであることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。

ヒートポンプ

温度の異なる二つの熱源を利用し、冷暖房などを行う装置。通常、二つの熱源の間に気化しやすい液体を循環させ、気化と液化のサイクルを用いて熱を移動させる。温度差エネルギーの活用方法の一つ。

ま行

メタン

京都議定書の対象ガスの一つ。工業プロセスのほか、水田や反芻動物の畜産からも発生する。

ら行

六フッ化硫黄

1960 年代から電気および電子機器の分野で絶縁材などとして広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガス。使用料はそれほど多くないが、近年新たな用途開発の進展に伴い需要量が増加している。100 年間の GWP は、二酸化炭素の 23,900 倍。HFCs、PFCs と共に、京都議定書で削減対象の温室効果ガスの一つに指定された。